

平成二十六年第三回九月定例会

平成 26 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 26 年 9 月 10 日 開会

平成 26 年 9 月 19 日 閉会



高 森 町 議 会

高森町議会会議録

9月10日（水）

（第1日）

平成26年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成26年9月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 甲斐 正一君

9番 三森 義高君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （10日間）

自 平成26年 9月10日

至 平成26年 9月19日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月10日（水）	本会議	議案審議
9月11日（木）	休 会	総務常任委員会
9月12日（金）	”	文教厚生常任委員会
9月13日（土）	”	
9月14日（日）	”	
9月15日（月）	”	
9月16日（火）	”	建設経済常任委員会
9月17日（水）	”	
9月18日（木）	本会議	一般質問
9月19日（金）	”	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 6号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第 4 認定第 1号 平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 報告第 4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全

- 化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 議案第 5 3 号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5 4 号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 5 号 高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 6 号 高森町景観条例の制定について
- 日程第 10 議案第 5 7 号 高森町手数料条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 5 8 号 平成 26 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 5 9 号 平成 26 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 6 0 号 平成 26 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 6 1 号 平成 26 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 6 2 号 平成 26 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 6 3 号 平成 26 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 17 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梠壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長 草村大成君 教育長 佐藤増夫君

代表監査委員	有 働 和 幸 君	総務課長	佐 藤 武 文 君
財政指導監	村 上 源 喜 君	財産管理課長	安 方 含 君
政策推進課長	東 幸 祐 君	健康推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	阿 南 一 也 君	税務課長	沼 田 勝 之 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	農林政策課長審議員	藤 原 厚 作 君
建設課長	松 本 満 夫 君	会計課長	岩 下 公 治 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	甲 斐 敏 文 君
政策推進課長補佐	定 光 貴 文 君	健康推進課長補佐	新 井 堅 太 郎 君
住民福祉課長補佐	丸 山 雄 平 君	税務課長補佐	佐 伯 実 君
建設課長補佐	荒 牧 久 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	白 石 孝 二 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、平成26年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位の皆様におかれましては公私ご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、もう今年はこの夏、気候的なものは議員さんも懸念されてたわけですが、特に西日本は熊本のみならず全ての地域で非常に天候が悪く、歴史的な日照不足と。また、一方では例年の数倍を記録する大雨になっているということでございます。幸い、高森町としては災害は発生はいたしておりませんが、ご承知のように農家の皆様におかれましては、大変農作物など打撃となり秋を目前に大変厳しい環境、また、もしくは所得の低下が懸念されるのではないかと考えております。

そういう中で、先般広島市の土砂災害では大変多くの方の人命が失われております。今なおまだ復旧が進まない状況であり、心からお見舞いを申し上げますとともに、高森町といたしましては2年前の九州北部豪雨災害を経験いたしました。広島という九州以外のところだからではなく、やはり何が必要なのかということを実地の住民の皆様問いをかけて、そしてその結果必要であるものをぜひともお手伝いできないかというふうに思っている次第でございます。

また一方では、メンタル的に、気持ち的にそのように日照不足の中で、非常に寂しいような感情の中だったわけですが、そういう中で各地のですね、やはりお祭り、納涼祭等々が各地で開催され、私は行けるところは全部行かさせていただきましたが、多分毎年毎年バージョンアップして、毎年毎年人が増えているのではないかというふうに思っております。大変喜ばしいことであるというふうに思っております。

9月に入りまして、天候も少しは変わるという見込みではございますが、そういう中で、各地域で敬老会そして運動会が計画されておりまして、そのイベントをお世話をなされる各地域の皆様の思いに応えるためにも、それぞれの会が盛会になることを願うわけでございます。町といたしましては、後程補正予算でご提案させていただきますが、一昨年、昨年と開催いたしました九州北部豪雨災害の復興イベント、阿蘇千年祭りを今年も10月に開催し、併せて天草市等々との横軸連携である

海山交流事業を行い、行政として新しいイベントの形を示したいと考えております。県のほうもご承認をいただき、ご賛同、ご協力をいただいているわけでございます。

また、昨日、一昨日の直近の動きでございますが、11月にどうやら大型の補正の部分、国会では多分年明けての一発目、1月になると思っておりますが、緊急経済対策がどうやら行われる予想が今言われてるわけでございますが、大変期間が短く、全てが採択事業になる、またどういう形で予算が組まれるのかもしくは小さい自治体にとって非常に使いやすい形の補正であればチャレンジはしていきたいと思っておりますが、非常に期間が短いということだけは議員の皆様にご理解をいただきたいと思っております。

さて、本定例会でご提案申し上げますのは、同意、認定及び報告それぞれ1件、議案11件でございます。

ご審議のうえ、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成26年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、総務課長補佐後藤一寛君から欠席届がっておりますので、報告いたしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 甲斐正一君、9番 三森義高君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番、立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成26年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月10日から9月19日までの10日間と決定しており

ます。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第6号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（田上更生君） 日程第3、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第6号、高森町教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員会委員を務めていただいております平田ルリ子氏は、平成10年10月1日から4期16年にわたり、本町教育委員として長く教育行政にご尽力いただいております。同氏は人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見高く、更に平成23年10月からは教育委員長を務めていただいております。教育委員として適任者であります。本年9月30日をもって現在の任期が満了されるため、引き続き同委員を務めていただきたく改めて任命するものであります。同委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるためにご提案を申し上げるものでございます。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。ご説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 認定第1号 平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第4、認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。それでは、平成25年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見書を発表させていただきます。

第1に審査の概要、1つ審査の対象、平成25年度高森町一般会計歳入歳出決算以下9項目について審査をいたしました。審査の期間は、平成26年8月6日から平成26年9月1日のうち11日間行いました。審査の手続き、この決算審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により町長から提出された平成25年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実施収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されているか確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証拠書類との照合と、通常実施すべき審査手続きによりまして実施いたしました。

2ページをお開きください。審査の結果、平成25年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりであり、審査にあたっては前出の手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられずかつ関係諸帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入、支出事務の処理については適正であることを認めました。

一般会計から入らせていただきます。まず、歳入について。次のページをお開きください。3ページの後段のほうですが、終わりから5行目、歳入全般を決算額でみると、平成24年度の42億8,283万4,000円に対し、平成25年度は51億4,601万4,000円と8億6,318万円、率にいたしまして20.2%の伸びでございます。と、飛躍的に伸びているが、この財源として国、県から支出金が増加しており、これは国及び県の補助事業、交付事業を積極的に取り組んだ結果であり、町行政におけるハード面、ソフト面の整備がかなり進んでいることを意味するものであります。

次のページは、歳入決算額の状況。今申し上げました20.2%の伸びにつきましては4ページの表の右、末尾のほうに記載しております。

次、5ページをお願いいたします。5ページの終わりのほうですが、まず歳入状況を主な款について述べると、次のとおりです。第1款、町税。町税は、調定額6億724万7,000円に対して、収入済額5億4,246万円、収入未済額6,478万7,000円で、収納率89.3%、前年度は91.7%となっている。収入済額においては、前年度と比べ2,345万6,000円の減であり、主な減額分は固定資産税であります。固定資産税の滞納額については、平成23年度、6,458万1,000円、平成24年度、3,455万7,000円、平成25年度、4,896万2,000円と推移しております。平成24年度、大口滞納が一時的に解消したものの、平成25年度再び増加傾向にある。しかし、本年度において、県及び阿蘇郡市併任徴収員との協力の下、法的手段を駆使し努力されていることに期待するものであります。徴収事務については、景気後退等の影響で、現状は大変厳しいものがあり、職員の苦労は並々ならぬものがあると推測いたしますが、今後さらなる徴収の強化、合理的な徴収体制の構築等なお一層の徴収努力により自主財源の確保にまい進されることを強く望み、また、税の賦課徴収の公平性を期するうえからも町税徴収における諸問題については、関係各課連携を密に早急なる問題解決を図り、税行政に対し町民が不快感を抱かないよう賦課徴収事務に一層の努力をしてください。町税の決算額状況は第4表、町税の収納状況は第5表のとおりでございます。

次は8ページ、お願いいたします。第10款、地方交付税。地方交付税は、普通交付税、19億9,656万5,000円と、特別交付税1億7,644万2,000円の合計で21億7,300万7,000円で、決算構成比は42.2%でございます。前年度に比べて9,483万2,000円の減となっている。地方交付税は税源移譲によるものと災害による特別交付金が減額された結果と思われる。過去2年の地方交付税の構成を見ると、平成23年度51.5%、平成24年度53.0%、平成25年度は42.2%で、平成22年度以来3年ぶりに50%を下回る。自主財源の乏しい本町にとっては貴重な一般財源であることに違いない。第14款、国庫支出金。調定額、収入済額ともに5億7,515万7,000円で前年度に比べまして65.5%の増となっている。増の主たる要因は、地域の元気臨時交付金であります。第15款、県支出金。調定額、収入済額ともに5億5,375万7,000円で、前年度に比較いたしますと47.6%の増となっている。増の主たる要因は、

再生可能エネルギーの導入を始めとし、農林業分野、産業分野、教育分野における積極的な事業の取り組みの成果である。第16款、財産収入。調定額、2,203万5,000円に対し、収入済額2,141万5,000円で、収入未済額が62万円となっている。収入未済額は、有機農業推進施設の生産品販売収入が未収となっている。また、前年度に比べ、1,248万1,000円、率にして139.7%と大幅な増となっており、これは有機農業推進施設が平成24年度まで指定管理者による運営から町直営となったことと、土地売払収入につきましては工業団地の入り口の土地ということになっております。第18款、繰入金。調定額、収入済額ともに3,601万9,000円で、前年度に比べ2,215万5,000円、率にして159.8%の増となっている。増の主たる要因は、財政調整基金からの繰入でございます。第19款、繰越金。調定額、収入済額ともに1億6,428万1,000円で、前年度に比べて95.9%の増となっている。これは、平成24年度から25年度の繰越しが多かったことを示します。

次は、歳出について申し上げます。歳出決算額は49億9,971万3,000円で、第6表のとおりであります。前年度に比べ8億8,116万円、率にして21.4%の増となっており、その主な事業内容は次のとおりである。第1款の議会費、これは人件費の減でございます。総務費は、主に目の企画費の情報基盤整備事業の取組みにより前年度に比べて4億6,313万円、率にして70.2%の増となっております。これはポイントチャンネルということです。第3款、民生費。民生費は社会福祉全般の経費が増加したことにより、5.2%の増となっている。第4款、衛生費。衛生費は一昨年発生した九州北部豪雨に伴う復旧がなくなったため、前年度に比較して12.2%の減となっております。第5款、農林水産業費。農林水産業費は、用水隧道対策事業や、ため池改修事業の取組みにより、前年度に比べ145.8%の増となっております。第6款、商工費。商工費につきましては、高森町街路灯組合が事業主体となって実施した商店街の街路灯整備事業の補助残を助成したことに伴い、前年度に比べ23.4%の増となっております。第7款、土木費。土木費は、地域の元気臨時緊急経済対策費の繰越明許が2億1,150万となっている。主に道路維持改良費が伸びたことにより前年度に比べまして71.3%の増となっております。第8款、消防費。消防費は、各避難施設へ風力、太陽光発電街路灯を整備したことにより前年度に比べて9.2%の増となっております。第9款、教育費。教育費は町費、教職員の充実や色見総合センター太陽光発電・蓄電整備事業により前年度に比べまして7.6%の増となっております。第10款、災害復旧

費。災害復旧費は、一昨年7月に発生した九州北部豪雨災害により平成24年度では大幅な増額となっていたものですが、平成25年度は継続工事や残工事のみとなり48.4%の大幅の減となりました。第11款、公債費。公債費は起債償還額の減により前年度に比べまして7.1%の減でございます。第12款、諸支出金。諸支出金は財政調整基金の多額の積立てにより前年度に比べ420.5%の大幅な増となっております。目的別歳出決算額状況につきましては、第6表のとおりでございます。

次、11ページ、①の不用額です。本年度の不用額は1億1,071万5,000円で、前年度、6,212万8,000円と比較し4,858万7,000円の増であります。予備費を除いた不用額は1億802万4,000円で、大部分が執行残によるものであるが、先が予測できない修繕費や、扶助費等を除けば補正による対応で不用額を減らす努力も必要である。また、予算流用により他の節から流用した予算現額を増額したにもかかわらず、その後当該節から他の節へ流用しているケースが見受けられました。予算流用については十分留意されたい。②予備費充用。予備費充用については違法な充用は見受けられないが、本年度の予算充用は7件の1,026万7,000円、前年度3件、72万4,000円でございます。前年度に比べ金額にして954万3,000円の増である。予備費充用された件数のうち、大部分は自然災害に関する修繕費等であり、やむを得ないと判断するが、一部補正が可能と思考されるケースも認めました。したがって今後は特別な緊急の場合を除き、補正で対応されることを望みます。予備費充用の推移、3カ年間の推移は次の第7表のとおりでございます。

収支の状況。最近3カ年間の収支の状況は、第8表のとおりである。平成25年度の実質収支は、6,325万8,000円であり、前年度と比較すると7,942万円の減となっております。また、平成25年度の単年度収支はマイナスの7,942万円で、基金積立金、1億4,204万5,000円となり、実質単年度収支は2,951万3,000円となっております。第8表は一般会計収支状況でございます。それから財政運営について申し上げます。理想的な財政運営とは、財政の健全性を確保し、限られた財源を最も有効的に活用し、住民福祉の向上を図ることである。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財政運営の分析をするにあたっての基本原則は、①収支の均衡の保持を目指した画期的な財政運営が行われたか、計画性、②財政構造の弾力性確保の努力が十分になされているか、弾力性、③行政水準

の維持と向上のために積極的な財政運営がなされているか、積極性、が挙げられるが、以下これら3つの観点から普通会計に係る財政運営について総合的な検証の結果は、次のとおりであります。なお詳細については割愛いたしますが、第9表の財政諸指数をみると、過去3カ年間と比較しますと、実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費比率、起債制限比率、いずれも好転しており、なお一層の積極的で確実な財政運営を期待するものであります。

次、15ページに入ります。次に、第12表の一般財源の充当状況を見ると、義務的経費に44.1%、前年度より2.5ポイント低い。投資的経費に10.9%、前年度より0.5ポイント低い。その他の経費、40.7%、前年度より3.9ポイント高い。残高が4.3%となっている。一般財源は、主に義務的経費や物件費、維持修繕費、補助費などのその他の経費に充当されており、投資的経費への充当が前年度より0.5ポイント低くなっており、今後さらに通常規模の財政状況を念頭に義務的経費やその他の計上節減や経費節減を図りながら、住民福祉の向上に努力されたい。財政力指数は、地方公共団体の財政力の度合いを表すもので、その度合いが高いほど財政力が強く積極的な行政活動を行うことが可能であり、それだけ余裕のある財源を確保していることにある。財政力指数の求め方は次の計算の方法によります。

次は16ページを開いてください。一番上の、しかしながら、依然として本町の財政構造の硬直化が強いられてるうえ、今後さらに地方交付税等の削減が予想されるので徹底した行財政改革を行い、危機感をもって財政の健全化に取り組む必要がある。また、義務的経費、物件費、補助費など経費節減や、借入金の繰上、償還を実施し、経常一般財源の確保とともに、可能な限り積極的な財政を堅持していくよう特段の努力を強く望みます。

第12表が、一般財源の充当状況の推移でございます。普通会計規模。これを見ると義務的経費の公債費や厚生費が過去3カ年と比較し、下降しております。これは地方債のピークであった平成12年から14年度の償還が終了したためであり、また、投資的経費の普通建設事業費が伸びてきており、これは住民に直結した様々な事業が伸びてきていることを示すものであります。

17ページに入ります。5番の起債状況。平成25年度の起債状況は、第13表のとおりでございます。平成24年度末から平成25年度末にかけて、約1億6,200万円増加しておりますが、これは積極的に事業に取り組んだ成果であり、やむない結果と思われま。

次は18ページ、特別会計に入らせていただきます。まず国民健康保険特別会計について、歳入決算状況が第14表、歳出決算状況が第15表、また歳入歳出の収支状況が第16表で、次の税の収納状況が17表となっております。

次、20ページへ移ります。各表は見てくださいと思います。冒頭の「また」から入ります。国民健康保険税収納状況は第17表のとおりである。国民健康保険税の滞納者対策については、短期保険証を交付して保険税の納付を促し、また滞納世帯に対して時間を問わず税徴収に務められていると思料される。しかしながら、毎年増加傾向にあった滞納額は平成25年度において、7,160万6,000円となり、前年度と比較1.9%の減であり、現年度と過年度との調定額の合計2億6,016万1,000円の約27.5%が滞納となっているため、収納体制を含め現状分析を速やかに行い、確たる対応策を個別に検討するなどして強化するよう格段の努力を強く望みます。また、特定健康診査並びに特定保健指導が実施されているが、計画書に掲げられた目標の達成に務められるよう要望する。このことにより、疾病の主要因である生活習慣病の減少が図られ、住民の健康への意識も高まり、ひいては医療費の削減へとつながると思われ、今後の重要課題としては退職者医療費が増加傾向にあることから、若年層の健康づくり対策、併せて健診、保健指導の早期介入、疾病の重病化防止を図り、医療費の節減に努められるよう要望します。

次、21ページお願いします。後期高齢者医療特別会計につきましては、第17表、歳入決算額状況、第19表、歳出決算状況をご覧くださいと思います。

次、22ページ、介護保険特別会計につきましては、文章の下から4行目から入ります。また、1人当たりの介護給付費は22表のとおりである。平成24年度と比較すると、介護給付費、認定者数ともに上回っているものの1人当たりの介護給付費は5万7,000円程度下がっている。今後、介護認定者数の増加は仕方ないものの、1人当たりの介護給付費の抑制にさらに努めていただきたいと思います。

次は24ページの簡易水道特別会計に移ります。これも、文章の下から3行目から入ります。水道使用料の未納額が807万2,000円、前年度比66万8,000円、率にして7.6%の減であります。依然として800万円以上の未納がございます。したがって、善良な加入者の使用料負担に対する公平性等考慮するとともに未納対策を十分に検討され、本事業がスムーズに運営できるように努力されることを強く望みます。

次、25ページ。農業用水供給事業費。特別会計。これも文章の下から2行目。本会計は基金の運用益収入を唯一の財源として運営されており、国の金融、政策、

農業用水供給施設の維持と長期的見地から財政運営に特に配慮する必要があります。

次は26ページの鉄道経営対策事業基金特別会計に入ります。本事業につきましては、歳入決算の状況は第27表、歳出決算の状況は28表のとおりでございます。

次、資金運用状況に入ります。27ページです。平成25年度の各会計の資金運用状況は29表のとおりでございます。なお、29表の付表は28ページでございます。

それから29ページに入ります。これらの資金運用につきましては、記載のとおりでありまして、良好に行われていることを認めました。

次、30ページに入ります。基金の状況。地方自治法第241条第1項前段により、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認いたしました。

次、31ページに入ります。星2つでございますが、これについては基金運用状況の記載についての説明でございますので省かせていただきます。次は平成25年度の財産の管理状況に対する意見書。財産の管理状況。1つ、有価証券。有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好である。今後においても公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握したうえで債券運用を含め、確実かつ有利な管理運営に努められたい。2番の備品管理。平成26年4月1日付で財産管理課が新設されたことに伴い、備品の管理については総務課総務係、財産管理課財産管理係で行っている。備品の管理は、その基礎となる台帳を整理することが必須であり、平成24年度において電算システムの構築及びデータの登録は完了している現状である。したがって、そのフォーマットを有効活用することにより備品登録、廃棄、配置換え等も容易になり、担当者の事務の軽減につながるものと思われたい。備品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用および管理保管については慎重に対応されるよう強く望むものであります。また、現在使用されていない備品および耐用年数の経過した備品については検証し、廃棄するなど整理された方がいいと思います。3番、車両管理について申し上げます。公用車数は22台で、以前に比べエコカーや貨物自動車が増加しております。車両の管理は、総務課総務係で行っているが、公用車の使用について疑問視する点が見受けられたので、担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自分の車両と同じような意識を持つよう指導することにより、公用車の徹底管理を行うこと。第4番に公共施設。公共施設についても、管理状況及び利用状況により廃止及び解

体を計画され、廃止、解体後の跡地利用については効率的運用が図られるよう十分な調査検討を望みます。

次は、平成25年度基金の運用状況審査意見書。監査について。地方自治法第241条第1項後段の規定に基づき、定額の資金を運用するための基金が設けられている。本町において該当する基金は、1つが高額療養費支払資金貸付基金、2つ目が熊本県収入印紙等購入基金の2つであります。法令並びに条例に基づいて、適正に効率的に運用がなされておりますが、計数に誤りがないか、また基金の目的に沿った運用がなされているか審査した結果は次のとおりでございます。第2、審査の結果および意見。審査の結果は、適正に運用され、計数及び関係書類等は審査の結果適正と認めた。今後とも基金の目的に沿って運用されたい。高額療養費支払資金貸付基金につきまして、この基金は被保険者で高額な医療費を支払うことが困難と認めたものの属する世帯主に貸し付けるため、500万円の基金が設定されていたが、平成25年度において監査委員意見書で検討されるよう指摘してまいりました。したがって平成26年第1回高森町議会で、高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例が可決され、基金額を100万円に減額されました。なお、平成26年1月に貸付けられた高額療養費の返還が未済となっております。早急な解決を望みます。2番目、熊本県収入印紙等購入基金。この基金は、熊本県収入印紙の購入をするため、平成22年に100万円の基金が設定されたもので、適正な運用がなされていることを認めました。

次は、最後に結びに入らせていただきます。平成25年度高森町の一般会計及び特別会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については前述したとおり計数に誤りもなく、非違な点も見受けられず、適正に処理され、また関係書類も整理されており、会計経理は正確である。ここで、項目ごとに気付いた点について述べさせていただきます。まず、一般会計、各特別会計について、地域の元気臨時交付金等の積極的な活用により、ハード事業としてその主たる事業は情報基盤整備、自主放送スタジオ整備、太陽光発電施設整備、街路灯整備、保育園整備、スクールバス購入、交通安全施設整備、町道新設改良、用水隧道改修、ため池改修等がある。また、ソフト事業として、国、県との人事交流、ツーリズムビジネス実践事業、消費生活相談の充実、観光立町推進計画策定、子育て支援の充実、新入学児童就学支援、高森高校進学助成、新農業プランの策定、農業専門員の派遣、青年就農給付金など多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当職員においては大変な苦勞があったと推察いたします。住民にとっては、このような事業の取組みについてまだま

だ満足のいくものではないかもしれませんが、過疎地域としての他町村の見本として確実に一步進んでいることを実感されているところです。このような中、予算決算の状況を見ると、翌年度への繰越額が非常に多くなっている。この内容は、繰越明許でかかる金額、6億8,264万1,000円、事故繰越分2,964万1,000円となっている。これらの繰越事業は全てが補助対象であり、これらを獲得した実績は評価するものがあります。一部の補助事業で、担当者において交付申請をたやすくすれば、繰越をしなくても済んだのではないかと推察される事業がありました。また、繰越により消費税の増税分は一般財源で支出されており、事務処理次第では無駄な支出を避けることができたのではないかと思慮されるもので、今後十分留意されるよう望みます。また、経理状況を見ると、安易な予算流用、予算充用をはじめ、調定額の計上において担当職員の安易な事務処理が見受けられました。本来調定額は、税を例にとると前年度発生収入未済額と前年度までの滞納繰越額の合計が当該年度の調定額となるのが、そのようになっていないケースも発生しております。様々な要因があると思われませんが、原則は前述のとおりであり、担当職員の一層の努力を望みます。

次に、税等の滞納については、前回、前々回と決算審査の場で指摘をしております。その結果、高森町税等収納対策プロジェクトチーム設置要綱が、平成24年6月8日から施行されており、数回に及び会合をなされていると聞き及んでいますが、具体的に目標を定め、何をするかをこのプロジェクトチームで決定し、職員全体で取り組んでいくことが大切ではないかと推察します。実際、税の収納状況を見ると、町民税については現年度分、過年度分の収納額は前年度に比し若干上回っているが、固定資産税については大口滞納者の滞納により大幅な収入未済額を生じている。滞納繰越額の増加は、ますます徴収が難しくなる根源であり、一日も早くプロジェクトチームによる打開策の検討、具体的な取り組みを強く望むものであります。また、料、つまり水道料、住宅使用料共における債権処理について平成24年度及び昨年度、決算審査意見書で申し述べているが、未だ適正なる処置が施されておられません。以前も述べたように、町の債権の管理の適正化を期するうえから、一日も早い債権管理条例なるものの制定及び関係規則、要領の制定を望むものであります。

次に、各種委員会委員等の日当支給や、職員含む各種委員会委員の研修旅費支給についても、昨年度の決算審査意見書で申し述べております。新しく発足した委員会では、日当の支給が見受けられ実現されているが、以前から存在する各種委員会等については、そのままの状態が続いている現状であり、各種委員の重責と重大な

る浪費を考えた場合、全ての委員会等の日当の高低額、つまり高い安いはあろうと思われませんが、支給について検討を願いたい。

草村町政もあと半年余りで今期の任期が終わろうとしているが、昨今の取組みについて簡潔に述べさせていただきます。まず、本年2月の降雪は、40数年ぶりの記録的大雪と言われ、交通網が麻痺し、道路等をはじめ農林業に多大な被害を及ぼしました。場所によっては1週間から10日間孤立していた集落もあったとのことですが、町長自ら現場に赴かれて即現状を把握し、的確な指示と迅速な対応により、その被害は最小限に止め、被害からの復興には最大限の努力により、国、県からの高率の補助金を授受されるなど、また、除雪に関しては住民に共助を求める住民サポーター制度をいち早く立ち上げられたため、そのサポーターの活躍により道路の除雪がスムーズに進み、降雪地域では一日も早く通常の生活に戻れたのでは、と思っております。除雪サポーターについては、その登録の地域間格差等、問題点も多々あろうと思いますが、実践を踏んで改善して欲しいと思います。

次に、冒頭でも触れましたが、平成25年度は草村町政が携わった過去3年間で最も突出した予算編成が見受けられ、目を引きました。当初予算ベースで、平成23年度43億1,800万円、平成24年度42億8,200万円、平成25年度は51億4,600万円と、平成23年、24年に比較しますと8億円強の増となっております。その内容は、ハード面、ソフト面に及び、本町の基盤整備や住民の意識改革に多大なる影響を与えているものと思われる。特に、観光立町推進計画や、新農業プランの策定は、町長が就任当初から唱えられている「稼げる町づくり」の根幹をなすものであり、その成果を大いに期待するものであります。また、町長は本町職員のいびつな年齢構造をいち早く察知され、その対応策として国、県との人事交流、市町村職員中央研修に積極的に取り組まれてきましたが、さらに財政指導監による研修、これ指導監につきましては外部からでなく職員内部から選抜され、その指導者にあたる研修を本年度から取り組むなど、その対応を多とします。職員の定数から見ても決して余裕のある職場ではない中から、職員による職員研修は、将来の行政運営を見据えてあえてこの時期に実行されたことに改めて敬意を表すものであります。しかしながら、現在この研修の対象者が原則採用5年未満の職員であり、今後は勤務年数に関係なく広範囲に、ひいては職階級に関係なく職員研修を実施するよう検討していただきたいと思っております。

高森町は何かが変わっている、と言葉を巷間、よく耳にします。このことは草村町長の独自性のある町政執行の評価であり、さらに一層の精進を期待するものであ

ります。

終わりに、今後さらに住民の要望にスピード感を持って対応し、本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成25年度決算審査の意見といたします。長時間ご清聴ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 有働代表監査委員さんにはどうもありがとうございました。代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時5分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

日程第5 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標がございますが、平成25年度決算により

ますと、本町の該当項目は実質公債費比率のみとなっております。この実質公債費比率とは、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものであり、資金繰りの程度を示す指標と言えるものでございます。公債費や公債費に準じた経費は、一時的に削減したり、先送りしたりすることができない義務的な経費であり、この比率が高くなると財政の弾力性が低下して、他の投資的経費等を節減する必要が出てまいります。本町にあっては9.9%と健全化の基準比率を下回っております。また、資金不足比率につきましては、公営企業会計として簡易水道事業特別会計が報告の対象となっておりますが、平成25年度は資金不足比率には該当しておりませんでした。なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、あらかじめ監査委員に審査していただいております。その意見書を添えて今議会に報告させていただくものです。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で報告第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第6 議案第53号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第53号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） おはようございます。

議案第53号でご提案申し上げました高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例の制定につきましては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることに伴い、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、提案するものであります。本町においては平成26年度、厚生労働省令第61号で国が示した家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で定めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第54号 高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第54号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） 議案第54号でご提案申し上げました高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

先ほど、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでも申し上げましたが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されます。これに伴い新たに制度化される特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めるものでございます。本町においては、平成26年度、厚生労働省令第39号で国が示した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえ、条例で定めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い

申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、文教厚生
常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第55号 高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第55号、高森町放課後児童健全育成事業の設
備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 阿南一也君。

○住民福祉課長（阿南一也君） 議案第55号でご提案申し上げました高森町放課後児
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明
いたします。

先ほど、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の制定についてでも申し上げましたが、平成27年4月から子ども・
子育て支援新制度が開始されます。これに伴い、新たに制度化される放課後児童健
全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。本町に
おいては、平成26年厚生労働省令第63号で国が示した放課後児童健全育成事業
の設備及び運営に関する基準を踏まえ、条例で定めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い
申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第56号 高森町景観条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第56号、高森町景観条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。

議案第56号でご提案いたしました高森町景観条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、以前から阿蘇7市町村共同で世界文化遺産登録に向けて阿蘇環境デザイン策定事業を進めておりまして、登録の条件を満たすための重要文化的景観選定を目指しております。この登録の暫定リスト入りするには景観法に基づきます景観行政団体に移行する必要があるため、阿蘇7市町村足並みを揃えて今9月議会に上程し、条例で定めるものであります。現在は、景観法に基づく熊本県の景観条例がございまして、今回の景観条例の策定につきましては権限委譲の意味合いもあり、基本的に県の景観条例をベースに県の指導や、阿蘇7市町村協議を重ねまして町の景観条例を制定するものであります。本町には阿蘇五岳や採草放牧地、湧水、貴重な植物生息地など美しい自然、神社仏閣、大杉など様々な歴史、文化または田園風景、雄大な草原等それらを見渡す眺望など、豊かな景観を数多く有していることはご承知のことかと思っております。これらの自然環境及び歴史的農村景観は、本町の景観特性として保全していくことが重要であります。この条例の目的としまして、町、町民及び事業者の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性が活かされた景観の保全と創造を図り、もって緑と水が豊かで町民にとって誇りと愛着の持てる、住み良い魅力ある郷土の実現に資することを目的とした内容となっております。なお、この条例は先ほども申し上げましたが、権限委譲に伴うものでございまして、今までの県の条例に準じ、規制内容等は今まで以上でも以下でもなく、阿蘇7市町村おむね統一した内容で策定しております。

以上、今回提案いたしました条例制定の主な内容につきましてその概要をご説明
いたしましたが、ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたしまして提案説明
とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番芹口です。この景観条例の第2条第3項で、「この条例に
おいて景観形成については、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、景観形成
上重要な地域として第6条の景観計画区域と定める」という記述になっております。
次のページに1から6号までの項目があります。その中で1号から4号まで各号、
この地域につきましては高森町地域のいずれにも該当するようなことが考えられま
すけれども、この計画区域として定められるのは高森町全域を計画区域として定め
られるのか、またある程度地域を絞って計画区域とされるのかお伺いをいたしたい
と思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 今の芹口議員の質問にお答えいたします。ただいまの区域
の選定ということですが、条例の制定は12月1日以降を目指しておりま
して、規則を定めるわけですが、全域をということではございませんで、
景観計画というのをまた別に定めまして、景観ゾーンですね、それは今ある景観ゾ
ーンにつきましては今の県の景観条例に定めております南阿蘇景観ゾーンを重視し
ましてそれを引き継ぐ形ということになるかと思いますが、最終的にはまた町で
景観計画を策定しましてそれを計画審議会となるものに諮りまして策定したいと思
っております。全域ということではございません。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。
お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は建設経済常
任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第57号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第57号、高森町手数料条例の一部改正につ
いてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第57号、高森町手数料条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

現行の高森町手数料条例では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、第2条第1項第11号に登録票の交付またはその更新若しくは再交付の手数料、同じく第34号に鳥獣狩猟登録または登録票の再交付の申請に関する手数料を規定しておりますが、平成26年5月30日付で法律名が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律と改正されたため、条例の一部改正をご提案申し上げます。

よろしくご審議いただきご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号、高森町手数料条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、高森町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第58号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第58号 平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第58号でご提案いたしました平成26年度高森町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、県を通さない、国直接の補助事業であります、美しい

農村再生支援事業交付金を活用して、牧野などの草地資源保全継承するための自主放送番組、すなわち高森ポイントチャンネルで流す番組の制作をはじめとするソフト事業への取組みと、農地の維持や資源向上に向けた多目的機能支払事業の創設による活動組織への交付金などございまして、総額7,990万3,000円を追加し、予算の総額を49億4,034万6,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。まず、歳入予算の主なものについてご説明いたします。第14款、国庫支出金の民生費国庫負担金につきましては、臨時福祉給付金を追加計上いたしました。当初予算額約1,600万円からの大幅な追加となりますが、これは平成25年度の所得が確定したことなどによるもので、対象者数や給付金の支給見込額が出ましたことから、歳出予算と同額を追加いたしております。同じく、国庫支出金のがんばる地域交付金につきましては、交付額の確定により追加するものでございます。

8ページをお開き願います。第15款、県支出金の畜産振興事業費補助金につきましては、九州北部豪雨災害による災害復旧工事や、国、県の治山工事による大型工事車両等による林道鍋の平線の往来により前原牧野内で機能を失ったテキサスゲート設置工事に伴う2分の1の県補助金を計上いたしました。第19款、繰越金につきましては、平成25年度からの繰越額確定に伴い減額するものでございますが、ここ数年の実績を基に当初予算8,000万円を計上いたしておりましたところ、結果として減額となったものでございます。

続きまして9ページから、歳出予算の主なものについてご説明いたします。第2款、総務費の財産管理費におきましては、委託料においてまず公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料を新たに計上いたしました。本町におきましては平成22年度から、公有財産の台帳整備を進めており、今年度中には道路や河川等、工作物の台帳整備が完了する予定でありますことから、この完成する台帳を基に、公共施設の更新や統廃合、長寿命化などについての長期的な計画を立てるものでございます。今回の補正予算全体におきましては、修繕料で合計625万4,000円と、長寿命化のための工事請負費や、委託料で1,100万8,000円、解体撤去費で890万円を計上しており、施設関係の維持、解体等に係る経費として総額で2,600万円を超える額を必要としております。施設が存在する以上、老朽化は避けられないものであり、施設全体の総合的な管理計画策定は今後の高森町の中長期財政計画を策定するうえで基礎となるものであり、今後の財産管理上、重要な役割を果たすものと考えております。なお、この計画は平成27年度までの2カ年間で

定の予定でございます。

先ほど、少し触れましたが、施設の解体、撤去関係でございますが、15施設の工事請負費において、旧尾下小学校校舎及び校長住宅、旧野尻保育園の解体撤去工事費を計上いたしました。歳入でご説明いたしましたがんばる地域交付金の追加交付を受けましたことと、熊本県として再三再四のがんばる地域交付金が公共施設の解体撤去費への財源とすることを可能としてくれ、という再三再四の要望も効果があったとは思いますが可能になりましたことから、年度内に長く懸案でありましたこの2カ所の解体撤去を実施するものでございます。

同じく、総務費の地域振興費では、阿蘇千年祭り助成金を追加計上いたしました。冒頭のご挨拶の中でも触れましたが、今年の阿蘇千年祭りは10月12日、3連休の中日に高森観光交流センターを主会場として開催いたします。なお、10月12日には、高スポ主催による阿蘇高森ウォーキング大会や、現在高森町のイベントの中では最大の集客を誇る阿蘇フォークスクールによるアートアンドクラフトフェア、また、南阿蘇鉄道開業30周年記念行事の南鉄フェスタなどが同日に開催される予定であり、3つのイベントとの相乗効果によりインバウンド効果をさらに高めることが狙いでございます。同じく、総務費の情報管理費では、委託料において自主放送番組制作専門員派遣委託料を追加計上いたしました。来年4月からの高森ポイントチャンネルの本格稼働に向け、現在高森町は担当職員2名に派遣を1名ということで、取材から編集、試験放送を実施いたしておりますが、より質の高い充実した番組編成を目指すことから、民放テレビ局関連の会社との委託契約により編集技術の専門職2名を配置する予定でございます。なお、ちなみに参考でございますが、高森町は先ほど職員2名、派遣が1名ということでございますが、同じ規模の町として自主放送を持つて、例えば全国の自治体で言いますと芳賀町、職員3名、嘱託2名、例えば近くの竹田市でありますと職員3名、嘱託4名、日田市でありますと職員2名、嘱託2名に製作を委託する支援が年間8,000数百万の年12回で予算が計上されております。天草市におきましても、相当な人数でありまして、また山江村に関しましては全てが分り易い言葉で言いますと委託という形になってるわけでございます。

続きまして10ページをお開き願います。新たに政策推進費という目を設けまして、全額国庫補助となる美しい農村再生新事業の実施に必要な経費を計上いたしました。世界農業遺産に認定された阿蘇地域において、草地資源の保全と継承が最も重要であるという認識の下、高森ポイントチャンネルを活用するための自主放送番

組制作や、赤牛を用いた食育運動、さらには児童向けの学習教材の作製に取り組みます。なお、本事業は来年度にまたがる2カ年計画となりますが、事業実施後も引き続き良好な草地景観の保全に対する全住民レベルのご協力、ご理解、また意識の高揚を図り続けるための重要なコンテンツといたしております。

11ページの第4款、衛生費の予防費では予防接種法の改正により個別予防接種の法定対象分として水痘、成人肺炎球菌が追加されることなどから接種委託料を増額するものでございます。第5款、農林水産業費の農業振興費では、当初予算において、農地・水・環境保全向上対策支払交付金として、農地の維持管理に関する交付金を予算計上していましたが、本年度より日本型直接支払制度が創設され、多目的機能支払交付金で補助金名称が変更されるとともに、制度が拡充されるためそれぞれ増減を行うものでございます。この多目的機能支払交付金は、農業、農村の持つ多目的機能が将来にわたり維持、発揮されることを地域活動や営農活動を通じ確保するための補助制度であり、本町においても制度の十分な周知取組みを図る必要があることから、農林政策課において各地域での説明会を開催いたしまして、最終的には18の活動組織から1,334ヘクタールの取組みとなったところでございます。なお、国、県から各地域へ直接交付される補助金を除いた25%が各自治体すなわち高森町負担分として一般財源となりますが、財政の言葉で表現いたしますとその大半は特別交付税に措置される予定でございます。また、専門でやっている担当課、農林政策の職員といった担当課といたしましては、約4%ぐらいになるというふうに見込んでいるわけでございます。また、次のJA阿蘇南部野菜センター機器更新助成金につきましては、トマト選果の選別システムの老朽化に伴い、更新費用の一部を山都町、高森町、南阿蘇村の3町村の生産者数と栽培面積で割合を算出し、助成するものでございます。

12ページをお開き願います。農業費、九州北部豪雨災害対策費では、補助対象外となりました水路兼道路部分の未復旧箇所への復旧工事を行うものでございます。第6款、商工費の湧水館管理費では、トンネル内の壁の崩落が見受けられるという点で議会のほうお願いいたしまして、緊急点検調査を実施した結果、早急な補修が必要とされた13カ所の補修工事を行うものでございます。なお、また今後早急な補修が必要としない箇所等々もございますので、今後はさらに時期が来れば多額の補修費が計上をお願いをしなければいけないということになるのではないかとというふう考えているところでございます。

13ページの第9款、教育費の事務局費では、高森中央小学校の通学路の一部で

ございます、横町の大坂屋寿司店の角から小学校方面に約50メートルの側溝を修整するものでございます。現在、もうご承知だとは思いますが、幅10センチ、深さ5センチ程度の側溝がございます。けがには至らないものの、通学児童が足を落とし込む事故が数度発生いたしましたことから、蓋が付いている側溝を新しく設置し、通学路の安全を確保するものでございます。

最後に14ページをお開きください。第10款、災害復旧費の公共土木施設九州北部豪雨災害復旧費につきましては、国道265号線に接する上色見の洗川牧野付近に堆積した流木の撤去処分に要する経費を計上いたしました。

以上、今回ご提案しております補正予算の主なものについてその概要をご説明いたしました。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番、宇藤です。皆さんこんにちは。9ページでございますが、負担金等及び交付金といたしまして、阿蘇千年祭の助成金、173万8,000円となっております。この阿蘇千年祭でございますが、ここ数年取り組まれてきておられますが、場所は先ほど町長の説明ございましたが、高森観光交流センターということでありまして、今までの祭りとは相当違うのではないのかな、と思いがいたしますので、詳細な説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） ただ今ご質問をいただきました1番議員の質問に答えたいと思います。10月の12日に開催いたします。阿蘇千年祭りということで実施をいたしますが、目的は草原再生、これは今年3回目になりますけれども、趣旨は変わっておりません。今回は広域の交流事業ということで、牛深ハイヤ、それと山鹿の灯籠踊り、それと高千穂の太鼓をお招きして伝統芸能祭も含めまして開催するような形をとっております。その当日には駅でもイベントもありますし、当然フォークスクール、それとウォーキング大会もございます。広域的に町外のお客様をお呼びして、草原再生をアピールしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番、宇藤議員のご質問に追加で補足をさせていただきます。

今、東課長がおっしゃったとおりが趣旨でございます。多分、草原再生というこ

とで、草原じゃなくていいのかということでございますが、月廻り公園には従来のように草わらのアートを置かせていただきますし、循環型ができればということで、県に採択、夢チャレンジ事業だったと思います、採択を申し込みまして採択を受けたわけでございます。もう一点、私といたしましては、これは担当課は関係ございませんが、約4年目になりますが、過去3年間複合型のイベント、要はバラバラでイベントが行われているのを一括でやれたらどうかということも各担当課や、若しくは協力団体、主催団体に申し上げてきておりましたが、なかなかやはりできません、ということであくまでも今回は行政が主導してこの形にチャレンジ事例に取り組む、ということがございます。

それと、もちろん県の採択事業であるということでもございます。そしてまた冒頭のご挨拶に言いましたように、今年は非常に日照時間が少なく、なかなか明るい雰囲気は農家の方にもなかったということ、また風鎮祭がご承知のように平日に行われました。これは実行委員会が決められたことでございますが、そういう中で総踊りも行われなかったということ等もございまして、ぜひともそういう声が担当課には届いておりませんが、私はたくさん聞きましたので、天草との交流ともう一点、熊本で最高に有名なのは山鹿灯籠ということで、天草、山鹿、高森に来ていただいて踊りを、パフォーマンスを披露していただくとともに高森の町民の皆様や団体の皆様、そして職員も一緒になって、道中で踊る、総踊りのような形式がとればいいかなというふうに思っておりますので、また当日はアートアンドクラフトフェアで約、例年見ていると6,000人、相当なインバウンドのお客さんが来ているわけでございます。また、教育委員会がやっているウォーキングの大会も去年も500名ぐらいの参加で、かなりの参加が増えております。ちょうどタイミングよく時間がずれずれずれというような感じになるような感じがいたしますので、他のイベントに来られた方も高森町内に集まっていただくような努力を行っていきたい。そのために今一番不足しているのは、もちろん議会に予算を認めてもらうことが一点ですが、もう一点はマンパワーの不足が考えられますので、ぜひとも議員さんも一住民さんでございまして、議員さんの立場でも構いませんが、一住民としてできる限り参加をしていただきたい、そしてご協力を願いたいと思います。役場の職員は全員全力で当たらせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番、後藤です。私のほうから11ページの農林水産業費の農

業振興費、負担金補助及び交付金の J A 阿蘇南部野菜センター機器更新助成金ということで、先ほど町長の説明ではトマト選別機械の更新ということで、非常に必要な助成だと思っております。ただ、このトマト農家のほうからお話を聞きますと、先ほど 3 町村で助成をしようということですが、南阿蘇と山都町は既に助成額が決まってる、なぜ高森町が今回の 9 月になったのか、というお話もお聞きしますが、その辺のいきさつをちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 2 番、後藤議員のご質問にお答えいたします。

当初このお話が来たのが 5 月ぐらいに最初の打診がございました。そのあと、組合長さんのほうからご依頼に来たいということでお話がございましたけども、ちょうどそのあと組合長の改選が入りまして、そういうことである程度ずれずれになってきて、今回ある程度事前の内示と申しますかそういうお話は既に私のところにも来ておりましたし、町長のところにも来ております。ただ、今回正式に常務さんがおいでになりまして、こういうことで山都町とそれから南阿蘇のほうで助成をしていただくようになりましたので、ぜひ高森町のほうも予算を計上していただいでご協力いただけないでしょうか、ということで申し出がございまして、今回のご提案となりました。

どうか慎重ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 2 番 後藤三治君。

○2 番（後藤三治君） 2 番、後藤です。内容分りましたけれども、せっかく 3 町村足並みを揃えて助成するのであれば、この予算を上げる前にいつごろ上げていつごろ助成をするのか、これうちが遅れたことによって機械の購入も遅れることになると思いますよ。そういうことのないように、せっかく助成するのであれば足並みを揃えてやはり上程していただくような方向をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 答弁はいりませんか。2 番議員、よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。6 番 森田勝君。

○6 番（森田 勝君） 6 番、森田です。1 3 ページの高森中央小学校通学路の側溝整備工事のことでちょっとお話をお伺いします。これについては私は大賛成でございますが、町長もご存じのように近年、大変大雨というような、毎年のように大雨というような地域もあります。せっかく側溝をされるなら地域住民の方にもある程度意見を聞きながら大雨の時も耐えられるというような側溝を作ってもらったらと思っ

ています。やはり小学生の通学路も大事でございますが、そういうことの対応としても私もいいじゃないかと思っております。そういう点についてお伺いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 6番議員、森田議員のご質問にお答えいたします。今回の側溝の改修につきましては、現在、横町の社協の前の大阪寿司屋さんから小学校の正門までの間の50メートルの区間に現場打ちの排水路がございます。先ほども町長のほうから説明がありましたように、幅が10センチ、深さが5センチくらいの現場打ちの側溝でありますので、今回子供達が通学するうえにおいて足等が入るちょうどスペースの大きさになりますので、ちょっと危険だということでもその部分の排水路の蓋をするような側溝を整備する予定でございます。全体的な延長は側溝がないところも含めると約150メートルくらいあると思っておりますけども、50メートル区間について現場打ちの排水路がございますので、その整備を行いたいということで考えております。当然、地域住民の方からもそういうお話がっておりますので、その現場打ちの側溝部分について整備をお願いしたいという要望がっておりますので、それも合わせて今回整備をするということでございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第59号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第59号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） こんにちは。

議案第59号でご提案いたしました平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入、歳出それぞれ360万2,000円を減額し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ11億2,641万7,000円とするもので

ございます。6ページをお開きください。歳入予算についてご説明申し上げます。第11款、繰越金。第2目、その他の繰越金を360万1,000円減額しております。これは平成25年度分国民健康保険特別会計の繰越金額が確定したことによる減額でございます。続きまして、7ページ、歳出予算についてご説明申し上げます。第1款、総務費、第1目、一般管理費につきましては、特定健診の受診率向上に向けて効果を上げている健康ポイント制について、先進的な自治体で採用されている現状を視察研修するための旅費を20万4,000円増額しております。第11款、予備費、第1目、予備費につきましては、国民健康保険特別会計の繰越金を減額したこと等に伴い、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主な区分についてその概要をご説明いたしました。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第60号 平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第60号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第60号で提案いたしました平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入、歳出それぞれ25万2,000円を追加し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ9,384万8,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算についてご説明申し上げます。第4款、繰越金、第1目、繰越金を25万2,000円増額しております。これは、平成25年度分後期高齢者医療特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。続きまして、7ページ、歳出予算についてご説明申し上げます。第5款、予備費、第1目、予備費につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰越金を増額したことに伴い、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要をご説明いたしました。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第61号 平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第61号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 馬原恵介君。

○健康推進課長（馬原恵介君） 議案第61号で提案いたしました平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入、歳出それぞれ3,515万円を追加し、予算の総額を歳入、歳出それぞれ8億8,608万2,000円とするものでございます。6ページをお開きください。歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。第3款、国庫支出金、第3目、地域支援事業交付金、第1節、現年度分につきましては、51万5,000円増額しております。これは、補助事業実施に伴う補助金につきまして、国庫補助金を増額したものです。第4款、支払金交付金、第1目、介

護給付交付金、第1節、現年度分につきましては、2,016万3,000円増額しております。これは、平成26年度分交付金決定に伴い、交付金を増額したものです。続きまして、7ページです。第5款、県支出金、第2目、地域支援事業交付金、第1節、現年度分、及び第6款、繰入金、第3目、地域支援事業繰入金、第1節、現年度分につきましては、それぞれ25万7,000円増額しております。これは、国庫支出金でも説明申し上げましたが、補助事業実施に伴う補助につきまして、交付金及び繰入金をそれぞれ増額したものでございます。なお、補助金等につきましては、それぞれの負担割の割合によりまして金額を算出してしております。第7款、繰越金、第1節、保険給付費繰越金を1,322万1,000円増額、同第2節、その他の繰越金を72万4,000円増額しております。これは、平成25年度分介護給付費負担金等の精算及び繰越額等の確定に伴い増額するものであります。続きまして8ページをお開きください。歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。8ページから9ページ中段までは、平成25年度分精算に伴う財源組み換えとなっております。その下の第5款、地域支援事業費、第1目、包括的支援等事業費につきましては、補助事業により地域包括支援センター職員の増員を予定しております。これは、現在町直営で事業を実施している地域支援包括、地域包括支援センターの機能の強化及び朋遊館等で行われておりますサロン事業への派遣等を実施するものでございます。なお、保健師若しくは看護師の資格を持っている住民を公募するものです。事業実施に伴いまして、報酬を112万2,000円増額、職員手当等他として合計の18万3,000円増額しております。第7款、諸支出金、第2目、償還金につきましては、平成25年度介護給付費等負担金等の国及び県精算分を1,322万7,000円増額しております。10ページをお開きください。第7款、諸支出金、第1目、他会計繰出金につきましては、平成25年度介護給付費等負担金等の一般会計精算分を249万円増額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについてその概要をご説明いたしました。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第62号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 日程第15、議案第62号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

- 建設課長（松本満夫君） 議案第62号でご提案いたしました平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正の主なものは、平成25年度の繰越金確定に伴うものでございます。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ1,551万6,000円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ1億8,816万3,000円とするものであります。歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。第5款、繰越金につきましては、繰越金が確定しておりますので、当初予算額と確定額との差額、1,551万6,000円を計上いたしました。次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。第4款、予備費につきましては、先ほどの繰越金補正額、1,551万6,000円を増額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 16 議案第 63 号 平成 26 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（田上更生君） 日程第 16、議案第 63 号、平成 26 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第 63 号でご提案いたしました平成 26 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

今回の補正の主なものは、平成 25 年度の繰越金確定に伴うものでございます。既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ 113 万 4,000 円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ 1,620 万 2,000 円とするものであります。歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開きください。第 1 款、財産収入につきましては、第 1 節、利子および配当金を 20 万 6,000 円増額し、第 3 款、繰越金につきましては、繰越金が確定をしておりますので、当初予算額と確定額との差額、92 万 8,000 円を計上いたしました。次に、歳出についてご説明申し上げます。7 ページをお開きください。第 2 款、予備費につきましては、先ほどの財産収入と繰越金補正額を合計した、113 万 4,000 円を増額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただきご決定賜りますようお願いいたします。提案説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第 17、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月11日から9月17日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月11日から9月17日までは休会とすることに決定しました。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午後0時15分

9月18日（木）

（第2日）

平成26年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成26年9月18日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
1番	宇藤 康博	高森温泉館、朋遊館の 今後は	① 高森温泉館、朋遊館の現在の状況は ② 高森温泉館、朋遊館の今後は
5番	立山 広滋	高森ポイントチャンネル（TPC）	平成27年4月1日開局に向けての、調整などで大変な時期と考えるが、現状と今後の取り組みについて町長の考えを問う ① 現状 機材の搬入設置を含めて、それらの機器の取り扱いに関する事など、大変であると考えているが、放送用機器の整備状況は ② 運用となると人が主役であると考えているが、開局に向けての人的体制は ③ 役場における人的体制と、高森光ネットワークと連携している部分とそれぞれの役割は ④ 独自の番組を提供するという事は、取材が基本であり、それを編集する技術も必要と思うが、他の地域の現状を調べてみると、取材に関する部分を「住民特派員」という形で活用している所があるが、このことは取材に関する負担の軽減と、住民参加ということからいえば導入するに値するやり方ではないかと思うがそのような考えはないか

3 番	興梶 壽一	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ① 改正の概要（内容）と目的について ② 総合教育会議について ③ 教育行政に対する首長権限について ④ 改正に伴う影響について
		I C T教育について	<ul style="list-style-type: none"> ① タブレット型PC授業の効果について ② PC授業への順応性（理解度）について ③反転授業について
2 番	後藤 三治	公共工事の入札状況について	<ul style="list-style-type: none"> 1. 熊日新聞に掲載された入札状況について 2. 本町の土木事業者数（ランク毎に） 3. 指名候補推薦審査会について <ul style="list-style-type: none"> ①入札者の指名は、現在も県の基準を参考にされているのか。 ②入札者指名で、特に注意されていることは。 ③指名候補推薦後、町長において変更となったケースがあるのか。 ④本町土木事業者で対応できる事業で、他町村事業者が指名されたケースは無いのか。 4. J V（共同企業体）を組織する計画は無いのか。

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	佐藤武文君	財政指導監	村上源喜君
財産管理課長	安方含君	政策推進課長	東幸祐君
健康推進課長	馬原恵介君	住民福祉課長	阿南一也君
税務課長	沼田勝之君	農林政策課長	後藤健一君
建設課長	松本満夫君	会計課長	岩下公治君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	監査委員事務局長	甲斐敏文君
農林政策課審議員	藤原厚作君	総務課長補佐	後藤一寛君
財産管理課長補佐	田上浩尚君	政策推進課長補佐	古澤要介君
政策推進課長補佐	定光貴文君	健康推進課長補佐	新井堅太郎君
住民福祉課長補佐	丸山雄平君	税務課長補佐	佐伯実君
建設課長補佐	荒牧久君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	白石孝二君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

最初をお願いをいたしておきます。

答弁者の町長、教育長及び職員におかれましては、議会基本条例の規定により反問権を付与しているところですが、反問する場合は反問する旨を宣言し、議長の許可を得て反問していただきますようお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、反問に対しては、誠実にご回答いただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、おはようございます。1番 宇藤です。

今回の一般質問でございますが、通告に従いましてやっていきたいと思っております。まず最初にですね、この高森温泉館、朋遊館の今後はということで事項をあげております。また要旨のほうは、1番目に高森温泉館、朋遊館の現在の状況は、そして2番目に高森温泉館、朋遊館の今後はということで出しております。前回の6月定例議会の、昨年度の6月定例議会のほうで、同じような内容で質問をさせていただいておりますが、今回さらに詳しくまた聞きたい部分がありますので、あえてまたさせていただきます。

まず最初に、温泉館、朋遊館でございますが、まず最初に朋遊館のほうの現在の状況をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

1番 宇藤議員の質問にお答えをいたします。

現在の朋遊館の状況ということでございますが、朋遊館の現状といたしましては、まず、利用状況の面から見ますと、施設全体では、平成25年度は4,269名というふうになっております。平成24年度以降、急激に増えておりますのは、大きな要因といたしましては、地域の方々による祭りの準備や、各種会合での使用が増えていることが一番にあげられます。また、定期的な利用といたしましては、高齢者の介護予防事業として、デイサービス事業や、同様に社会福祉協議会のサロン事業等が行われております。

次に、経費面につきましては、朋遊館の歳入歳出についてご報告いたしますと、歳入としましては、施設使用料と入浴料がございまして、まず、施設使用料は、平成25年度は8万4,600円となっております。利用者数と反比例する理由といたしましては、利用者は多いが回数としては少なかったことがあげられます。

次に、入浴料ですが、平成25年度は63万3,200円となっております。平成23年度は71万6,700円でございます、利用者の減少がそのままの数字として出ております。

歳出につきましては、平成23年度944万円余、平成24年度が732万円余、25年度が879万円余となっております。歳出の増減につきましては、浴室の修繕料があるかないかで、その年の歳出額が大きく変わる傾向にあります。歳出費目である朋遊館管理費の9割は、入浴施設に係る経費となっております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。今、ただいまの答弁聞きまして分かりました。次に、いよいよ温泉館のほうの質問をさせていただきます。まず最初に、温泉館の状況が、各町民のほうにも回覧板等を通じて、各種収支報告なり、またアンケート調査なりずっとされておりまして、私のほうがちょっと要約をして、ちょっと流れを話したいと思っております。

高森温泉館の現在の状況ということで、ここ5年間の収入状況といたしましては、平成23年度は7,400万円の売上、平成24年が4,300万円の売上、かなりここで直営になってから売上のほうは下がっております。そしてまた、当然のことでございますが、ここ5年間の利用者数の状況もですね、23年度は1万6,363人ということで、また直営となつてからが1万2,000人、かなりここでもやはり先ほどの収入金額と一緒に、減少してるわけでございます。

そして、ここでちょっと質問をしたいんですけど、ここ5年間の、まず第1点目

の質問でございますが、年度別の赤字金額と、営業日1日当たりの赤字額を教えてくださいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） おはようございます。

1番議員さんの質問にお答えいたします。

高森温泉館のここ5年間の年度別赤字金額ですが、年度別収支額で答弁させていただきます。

平成22年度、収入額8,001万5,000円、支出額9,190万9,000円、差引き1,189万4,000円の赤字です。平成23年度、収入額7,478万7,000円、支出額7,875万5,000円、差引きマイナス396万8,000円、平成24年度、収入額4,384万4,000円、支出額7,433万円、差引きマイナス3,048万5,000円、平成25年度、収入額4,877万4,000円、支出額8,184万5,000円、差引きマイナス3,307万1,000円、平成26年度、収入額2,115万6,000円、支出額2,889万4,000円、差引きマイナス773万8,000円。

また、1日当たりの赤字金額ですが、平成22年度、営業日数351日で、マイナス3万3,000円、平成23年度、営業日数354日で、マイナス1万1,000円、平成24年度、営業日数228日で、マイナス10万5,000円、平成25年度、営業日数317日で、マイナス10万4,000円、平成26年度、営業日数137日で、マイナス5万6,000円となっております。平成26年度におきましては、平成26年8月までの実績です。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。それと1日当たりのですよ、利用人数を教えてくださいたいと思います。ここ最近の。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

資料のほうを私が間違っって持っておりましたので、財産管理課長はご存じでございません。平成26年は平均して200名でございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1日当たりの利用人数が、正式には200名と町長答えましたが194名ということで、前回一般質問したときに、6月のときしたときには、257名の方が利用されておりました。直営になって1日当たり194名、そしてま

た先ほどから答えられた赤字額が、1日の赤字額が10万円ということで、これかなり厳しい数字じゃないのかなと思っております。

また、先ほどから説明ございましたが、3,000万円の赤字部分のことですが、この2年続きで3,000万円以上が出ているということですが、3年するとこれは1億円になるわけですね。その対策というものはどのような対策をとられておられるのか、考えておられるのか、よろしくお願ひします。

総務課長さんでいいです。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 1番議員の質問にお答えをいたします。

先ほど少し数字の平成22年度から平成26年度までの収支について、財産管理課長のほうから答弁をいたしましたけれども、支出額につきましては、指定管理の管理料を払っていた内容から答弁をいたしておりますので、差引きの状況が即、直営が悪いということではないというのはお含みをいただきたいと思ひます。

赤字の解消ということかと思ひますけれども、担当課におきましても、鋭意赤字の解消には努力をしているところですが、今後もいろんな修繕とかが嵩んでまいりますので、一概には現時点で赤字の解消をこういうふうによればいいというのが、簡単に言えない状況になっております。答弁になるかどうか分かりませんが、一応私の回答とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

〔「反問をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい、許可いたします。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

まず、そもそも直営のこの予算に関しまして、議会が承認してるといふ事実が1点、2点目は、先ほど赤字という言葉をお使われになったといふことは、通常考えますとこれは営利といふふうには、イコールで捉えられる側面があると思ひます。議員さんにおかれましては、過去質問を何回もなされてるわけですが、そのとき私も答弁いたしました、やはり当時、建設当時の目的は、健康増進及び福祉であったわけですが、それから時が経ちまして、これは指定管理、もしくは直営といふような流れを繰り返してきてるわけですが、

この質問をなされるといふことは、やはり議員さんにおかれましては、もちろん直営がいい委託がいいといふ問題のみならず、その営利といふ部分を一番重要視して考えるべきではないかといふ問いにも聞こえますが、そこをしっかりと把握した上

で答弁させていただきたいと思いますので、お答えのほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ただいまの反問でございますが、やはり先ほど来から聞いております194名の1日当たりの利用者数、それに対する3,000万円の赤字の部分ということで、普通の考えたところ、やっぱり、これは町民に対して1,000名、2,000名、町民の利用者数がそういう感じであるならば、福祉としてこれは当然成り立っていく事業だと思われませんが、少ない人数、それを3,000万円ということで補っていかなければならない。そのことに対しても懸念がございますし、私も今、事業、農業のほうをやっておりますが、仮にこれ3,000万円赤字部分が出るならば、1年で倒産です。そういう部分もありますので、また、町民の方からも、3,000万赤字やって本当に私は税金も払いたくないですよという意見も出てるわけでございます。そういう趣旨があつて今回の質問をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員さんのご質問の趣旨はよく理解いたしました。確かに議員さんは行政出身者でもございませんし、一般の私と一緒に民間から議會議員になられた方ですので、非常にその部分を個人として思われることはよく理解できます。ただし、福祉という基準が、これは行政用語なんですけど、1,000名だったら福祉なのか、2,000名だったら福祉なのか、194名だったら福祉なのかという線引きの基準ということが、どこかということが、これは仮に行政を知られてる方だったら、そこを私も言うわけでございますが、それは議員さんには値しないと、適切じゃないというふうに思ひます。非常に思ひの部分でよく私も理解できます。

しかしながら、やはり先ほど総務課長が答弁しましたように、指定管理に出す、直営でやる、お金の支出のやり方が違ひますので、なんか直営でやるとすごい赤字のように見えるんですけど、実はそこまで対して変化はないというふうに思ひております私は。

ただその中で、その議員さんの質問の趣旨が分かりましたので、赤字という言葉を基準に答弁をさせていただくとするならば、やはりそこに何らかの形の行政としては基準を設けて、新たな試みをやっていく以外はない。その基準というのが、例えば、設置要項条例の変更であつたり、例えば、新しいインフラを導入することで

あったりすることではないかと思えます。それは過去にも答弁しましたが、近隣の温泉館、温泉施設は、大半が宿泊と宴会及び営業、一般民間営業で、収入の7割近くが成り立っているというのが現状でございますので、もしそこを今後やっていく、その観光の側面を、営業の側面を促進するというのであれば、だとするならば、これはやはり町民に問わなければいけないということで、実はアンケートをやったわけでございます。しかし、それでもやはりこの金額というのは大きい金額ですので、もう一度考える、やる対策はないということで、現時点では、先ほど総務課長が答弁したように、なかなか打つ手がないと、温泉の入浴料だけで、そもそも営業ができるほど甘くはないというのは、過去私は答えておりますが、現時点でその考えには変わりはありません。

しかし、今後議員さんが懸念されてる、1日10万円以上の赤字という表現を使えばそうでございます。これは直接、税金で払っておりますので、大変首長としては申し訳ないなと本当に思うところはございます。言い訳の余地はないなと。しかしながら、それをやるとするならば、やはり条例の変更であったり、もしくは、それが議会提案であったり、もしくは、新たな形とするならば、住民に新たな形で問うとするならば、選挙で問う、これを、それ以外はないのではないか。もしくは、議員さんも今後政治家としてなされていくとするならば、議場で取り上げる問題ですから、堂々と選挙で自分の公約であったり、施策であったり、思うところであったりしてことを述べられるのも一つの手段、手法ではないかなというふうに思っております。

本当にですね、この10万円以上の毎日のかかっているお金が、福祉というくくりで、何の基準なのかと言われれば答えることはできません。非常に申し訳ないなというふうに思っております。しかしながら、なるべく現状はお金がかからないような施設管理の運営のやり方、修繕費がかからないように、やはりその管理体制を強化するというに現状、努めてるわけでございます。1日の実際の町民の利用数は、去年確か議員さんのご質問のときに、前の政策推進課の甲斐課長が、ポイントカードかなんかのカードだったと思いますが、実質上は約、町民の方の500名ぐらいが利用されてると、その方がずっと毎日利用されてるということをお答えになられてると思いますが、これをいきなり倍、3倍、4倍にじゃあ現実的にできるかとなると、非常に私は難しい。現実的にやってる施設はありますけども、先ほど申し上げましたように、宿泊であったり、食事であったりがメインであるという施設ですので、そもそものスタートの地点が違いますから、やはり有効打が打てない

のが現状でございます。ぜひとも今後ですね、議会提案等もあると思います。議員さんの提案もあると思いますので、良い意見を、吸い上げる意見をいただければ、参考にして判断してまいりたいと思います。長くなって申し訳ございません。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 先ほど町長の答弁の中で、いろいろなやり方があるのではないのかなということで、私もいろいろこの質問をする前に、前回もいろいろと調べさせていただいたんですけど、今回もいろいろ調査をいたしました。

和水町のロマン館という温泉館でございます。そこがちょっと私も知人がおりましたいろいろ聞きました。ずっと直営でまずやられていて、かなり赤字が出ていたそうなんです。でもここ2年ぐらい前に第三セクターを整えられて、社長は民間の社長さんです。株式会社という形態で、昨年度が、その第三セクターになってからすぐ利益が出ているそうです。1億4,000万円で1,000万円ぐらいのですね。今年は、決算が終わってから400万円の赤字が出たそうです。でも400万円の赤字で終わってるわけです。

それと湯前のですね、前回も湯前のほうを私、言ったと思いますけど、湯前のほうも、かなりいろいろとまんが館とか、いろいろそういうものの町のいろいろな行事にタイアップしながら、そしてまた役場のいろいろな会議とかもその湯前の温泉館でやる。強制してやるんですよ。そして、そこでいろいろと宿泊していただいたりいろいろしながら、売上を伸ばすという方式をとられておられまして、ここも第三セクターでやられております。社長さんが町長さんです。そういう形態をとって、昨年の売上が1億4,000万円の売上を出されてるんです。そして、営業利益が50万円ですけど営業利益が出てるわけです。私たちの町とあんまり変わらない湯前町でございますので、人口も変わらない、そしてまた湯前線の一番最終駅ということで、熊本県内ではよく似たところであるにもかかわらず、ここは50万円の利益が出てるわけです。

そういうこともありますので、この先ほどそういう議会からも提案していただきたいというお話ございましたが、こういう第三セクターをそういうふうに変えていくような考えはないのか、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員さんのご質問にお答えいたします。

私が議員提案と申し上げましたので、そういうお答えがあられたと思いますが、確かにこの第三セクター方式は悪いとは思いません。しかしながら、第三セクター

にする根拠、基準というものを行政はなげればできないと思います。だからこそ、福祉であるならば1,000人で、極端な話じゃあ3,000万円だったらだめなのか、なんなのかという基準というのが、そもそも福祉という言葉を使う以上はなくなってるんです。だからこそ私は再三再四そこは申し上げてきたわけでございます。この基準を、仮に福祉という部分に関して基準を決めれる自治体だったり、全国どこでもそういうものがあるとするならば、またその正当性は何であろうという話になってきますので、非常にやっぱり難しい部分が出てくるのではないかと思います。

この和水町のロマン館ですか、と、湯前のまんが館で利用されたりする、温泉センターを利用するやり方で、これは第三セクターのやり方、多分間違いなく宿泊があったり食べ物があったりしなければ、この数字は出ないというふうに思っております。入浴料だけ、その中から入湯税も支払わなければいけない、非常にこのお風呂だけでそもそも採算ということが、また何回も言いますけど、非常に難しいのではないかと思います。

この第三セクター方式を首長を施策としてもし打ち出すとするとするならば、それは先ほど申し上げましたように、何かのタイミングであったり、何かがないければ、非常に難しいものがあるのではないかというふうに思っております。アンケートが60%対40%、もしくは55対45ぐらいの割合で直営というふうに出たことだけで、私は判断したわけではございません。議場でも申し上げますように、そもそも設置したときの要件がそうだったということでございます。

だからこそ今、議員さんの提案は非常にすばらしいものですが、それを仮に実現化とするとするならば、やはり何かのきっかけ、何かのタイミングでやらなければいけない。そのときに提案されるとするならば、やはりポピュリズム、すなわち大衆迎合型の、数名の方がこう言われるとか、議員さんの例えば知人の方一方の意見のみならず、やはり多くの意見の方を聞いていただいて、そして議員さんとしてもまた再度良い提案をしていただければいいかなというふうに思っております。今すぐのここでの第三セクターの導入についての判断というのは、差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 当然、先ほど湯前のほうを話しましたが、レストランの売上がほとんどでございます。宿泊の売上のほうがほとんどでございます。温泉館だけを見た場合は赤字だそうです。やはり、やっぱり先ほど来から町長が言われるよう

に、そういうものを含めて、トータル的に考えていかなければ出ない数字でございます。

それと、次の質問に移らせていただきますけど、こういうものを進めていく上で、6月定例会のほうでも出しましたが、ここが、今の温泉館が建っている場所が危険地帯に入ってるわけです。これは、やはり第三セクをするにしても、いろんなことをですね、今からあそこにいろいろものを付け加えるにしても、いろいろしていくにしても、これは大きな懸念材料になるのではないのかなという思いがしておりますが、その点については、町長どのようなお考えでしょうか。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） それは土砂災害危険地域のイエローゾーン、レッドゾーンだということのことからの質問だと思います。これに関して、今後じゃあ先ほど言ったように第三セクターとか、ほかのいろんなやり方でお金を投資、税金を投入できるのかというお話だと思いますが、私は行政の首長の立場といたしまして、国が定める危険地域であったりなんであったりする場合には、それはやはり、そこに即答で何をやりますかにやりますということを、この議場で答えるべきではないというふうに思っております。行政としては、多分行政経験のあられる方は分かれると思いますし、職員さんは皆同じだと思いますが、それはなかなか現実的に非常に答弁は難しいと思います。

しかし、これは質問ですから、やはりそこは今答えたように答弁が難しいということは、しっかり考えなければいけないという裏返しでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。やはりいろいろなことをあそこの温泉館のところでしていく上でも、なかなかこれ難しい問題だと思いますが、やはりいろいろと協議をしながらこれは進めていかなければ、重要ななかなか難しい点ではございますが、また検討されるようよろしくお願いいたします。

それとですね、一つは、今まで一般質問してきましたが、温泉館運営協議会が設立されたと思いますが、それは今、解散をされて、先ほど来から3,000万円の赤字の部分とかいろいろな対策をする、それを会議ですよね、今そういう協議会がないから、総務課長さんを中心に、これだけ赤字のほうが続いているから、みんな集まって会議をしましょうとかいう、会議とかいうか、そういう対策等の会議はされ

ているのか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。温泉館の運営につきましては、直営直後にはそういう会議を持っていろいろ検討したところですが、現在、4月の機構改革以来、そういう会議を持っていないのが事実でございます。

また、いろんな町民の皆さんのいろんな意見も反映させるためには、そういう会議も必要だと思っておりますので、またそういう会議を持って、適切に運営ができればというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） そういう会議が、3,000万円が2年続けて出てるのに会議があつてないということに対しまして、ちょっと不思議に思うところもございしますが、ぜひそういう会議等をぜひやっていただきたい。これは町民のほうから出てるわけでございます。よろしくをお願いします。

続きまして、質問でございますが、現在、直営になって赤字が続いておって、ハザードマップ等の問題等もあります。情報をまず住民の方々に周知をされて、それを全町民にまたアンケートをすればというのは大変なんですけど、アンケートをすればもっと違う数字が出てくると思います。そういう、もう一度これはこういう赤字が出てますよ、ここに建ってますよというふうな情報開示をして、また町民の意見を問うようなアンケート調査等、されたほうがいいのではないのかなという思いがありまして、そういう考えはないのか、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、議員さんがおっしゃった形でのアンケートは考えておりません。行政は一方の側に誘導と考えられるようなことは行いません。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。それでは次の質問にいきます。

今までそのアンケート調査を実施して、町民の答えが出て、そして指定管理を選択されましたですね。そして、指定管理会社が見つからなかった。それで直営とされております。

今まで町長はいろいろな事業をしていく中で、事業のやり方として、弾込め弾出しが一番重要と言われておられました。その期間中は、かなり私、期間があったと思うんですね。町民のほうでもいろいろ出ております。いろいろ期間があるのに

何で弾込めができてなかったんだらうか。なぜ弾込めの部分ができていなかったのか、その理由はどうしてなのか、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えします。

多分議員さんがおっしゃる弾込めというのは、私が普段国庫採択事業であったりしますが、その弾込めとちょっと意味が違うのではないかなというふうに今思います。今議員さんがおっしゃってるのは、例えば、どこかの有望な民間企業であったり、そういうもっとアピールをして、これをやりませんかという誘導をやれということであるならば、特定の業者に対してのことは、まずやりません。それと、広報をやれと言われるのであれば、広報は実はやっております。インターネットを使ったホームページ等々でやっておりますが、議員さんがおっしゃるように、じゃあそのホームページ何人見てるのかと。どんどんこの掛け合いが進んでいきますと、非常に難しい。例えば、今後展開されるTPC（高森ポイントチャンネル）で、これを広報しろと言われても、そもそも町民の中での広報になります。だから、郊外へどんどん高森温泉館を、こういうところですよと、新たにチャレンジしてみませんかという広報ですよ、とするならば、やはりほかの形で今後はやっていかなければ、文字媒体等々で訴えるぐらいでは、なかなか広報につながらないのではないかなというふうに思います。

だからこそ弾込めも2種類ありまして、一方はどこかの特定ということはできません。ただ、大きい意味での広報である弾込めをやれと言われるのであれば、それはやはり高森以外の全国に向けて発信できる、メディアであったりツールを使うべきではなろうかというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） そのような答えでございますが、残りわずかな任期の中で、今後の温泉館、朋遊館の方向性、ズバリ本当の残りわずかな期間でございますが、今のような質問をしてきて、最後に温泉館、朋遊館の今後のトップリーダーとしてのお答えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 朋遊館に関しましては、議員さんのご質問は、実質的な今の状況をお答えしたわけでございます。温泉館に関しましては、過去のご質問もありますので、経緯はご承知だと思います。残り、私もそうでございますが、議員さんも多分任期期間はほぼ同じだというふうに認識いたしております。その中で、議論は

たくさんできると思いますが、決定打を出せと言われるのは、大変厳しい状況、なぜならば、そもそもが今年は直営でやるという判断をいたした上での今、プロセスですので、その中で努力というのはやっていかなければいけないと思います。

将来像に関しましては、これは、例えば今回、来年の概算要求で、国土交通省であったり総務省であったり、各省庁が地方再生、創生を掲げた上での概算要求をやっております。そういう中で、集中型の地域づくり、要はコミュニティをどこかに集中させる、そこに施設があつて、買い物ができる、交通もそこを中心にまわるような、そういう施策も打ち出されております。まだ国会は通っておりません。予算も付いておりません。しかしながら、そういうものを考えて、今後は、やはり先ほどおっしゃったように、私得意の弾込めという部分で、そういう形で来年に向けて議論を深めていながら、施策として形づくりができる、そこまでが限界ではなからうかというふうに思っております。

私の考えは、本当の意味での福祉なのか、どうなのかということ、大衆迎合型で、そのときそのときの自己判断によって判断するのではなく、世の中の情勢であったり、少子化高齢化を踏まえた上であったり、地域の過疎化を踏まえた上であったり、そして、それに基づいて政治家が判断するとするならば、堂々と施策として出して、イエスかノーかを問う機会以外は、方法がないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） すみません、財産管理課長のほうから発言の訂正が申し出があつておりますので、許可いたしますので、すみません。

財産管理課長 安方含君。

○財産管理課長（安方 含君） すみません、1日当たりの営業日数の赤字ですけど、平成24年の営業日数を228日と言いましたけど、営業日数288日です。それからちょっと確認ですけど、議員さんが1日の利用人数ですね、年度ごとの、平成23年度を1万人とか言われた、16万2,000円て言われたですか、はい、1万5,230人は16万2,363人、平成24年だったですかね、24年ですかね、11万2,440人と言われたんですけど、12万4,000人の間違いじゃないかと思うんですけど、すみません。

○議長（田上更生君） 間違いじゃないかというよりも、それが正解なんでしょう。

〔「いいですかちょっと、確認」と呼ぶ者あり〕

〔「それは間違えました。」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 今後も朋遊館、温泉館、いろいろと質問させていただきました。町長のほうもあと残りわずかな任期、私も一緒でございます。町民の方々はダイレクトにいろいろ言われるわけでございますので、私もまだまだ力足りません。私もいろいろとまだほかの町村とかですよ、まだいろいろと調査をして、そして、高森町の一番やり方がいい、また、将来に向けて皆さん方の役に立てるような、そういう政治家というか、そういう者になっていこうというところで努力していきたいと思います。今からまだいろいろあるかと思いますが、執行部の皆様方におかれましては、一生懸命頑張ってくださいと思います。

これをもちまして一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

今回の質問事項は、今、試験放送が行われております高森ポイントチャンネル（TPC）の1点だけについて質問をさせていただきます。

来年の4月開局ですので、あと半年後には本放送ということになります。私も本放送開始に期待を寄せてる一人ではありますが、住民の皆さんも本放送開始を心待ちにされていると思います。

そこで、まずはじめに、機材の搬入、設置を含めて、また、その取り扱いに関する事など、担当の方は大変であろうと考えるところです。しかし、一方では、住民の期待を背に受けての仕事でありますから、責任も重大であります。スタジオの整備も進んでいるように見受けられます。

そういったことから、放送用機器の整備状況について、現状をお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） おはようございます。

ただいまの5番議員さんの質問にお答えをいたします。

放送機器の整備状況ということですが、情報通信基盤については、高森光ネットワークが整備をしておるところでございますが、スタジオの機材についても高森の光が整備をいたしております。充実を図る上で必要な放送機材については、町のほうで進めておる次第でございます。現在、編集作業室とスタジオと仕切っておりますが、編集機一式が2台、それと専用カメラが2台、貸し出し用のハンディカメラが10台でございます。ただいま、民放局のOBの方からアドバイスを受けながら

進めているところでございますが、今回の補正でも、放映の最終チェック用の専用のモニターを2台、それと大量の画像を保存をしなければいけませんので、その機材を1台、それとスタジオと編集室のやり取り用のマイクを計上しているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。今、課長のほうから、放送機器の整備状況等については説明があり、理解できましたけれども、一方、視点を変えますと、機器の搬入、機器に対する操作方法の取得や、取材から編集をして放送という一連の流れをマスターすることも必要不可欠となるわけで、やはり最後には人が主役ということであると思います。

そこで、開局に向けての人的体制はどうなっているのか。また、どうされていくのか、伺います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） ただいま、今はあくまでも試験放送の段階でございます。現状を申し上げますと、現在、職員が2名、それと臨時職員、レポーターとして1名の計3名で運営をしている状況でございます。

カメラ撮りからレポート、ナレーション、編集、放送と3名で現在行っておりますが、ニュースとして取り扱うイベントなどの場合は、各課にカメラ撮りを対応していただいているところでございます。今後は、行政のお知らせ情報につきましても、スムーズにお知らせできるシステムを構築していきたいと思っております。

来年4月開局を迎えるところでございますが、今後は10月から入りましては、企画番組の立案や、それと映像をストックする、つまりため撮りですね、ためて4月以降に放送できるような期間と捉えております。何分、研修、取材、放映、3人でやっております関係で、人員がかなり不足しているふうには考えております。どうしても専門の編集、あとカメラ撮りをされる方ですね、今、必要であり、制作会社等に派遣を打診しているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長のなかの答弁でありましたように、人員が不足しているという答弁がございましたけれども、半年後に開局ということを見ると、この光ケーブルの整備については、平成25年度からスタートしているわけですので、並行してソフト面、つまり編集作業などの職員の増員と進めて行かれるべきではな

かったかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 当然、承知をしているところでございますが、来年に向けての放送のための制度設計、あるいは番組づくりについて、今、模索しているところでございます。職員についても定員管理条例、その他の課の職員の配置等を見ますと、なかなか職員の増員というものは難しいところでございます。ですので、今後は臨時の対応もなかなか期限がありますので難しいところでございますので、嘱託職員、あるいは、先ほど申し上げましたとおり、専門の職員を委託という形でやっていきたいと思っております。どうぞご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 立山議員のご質問にお答えをさせていただきます。補足と考えて聞いていただきたいと思います。

そもそも平成25年から、人がもっているのではないかということでしたので、それは東課長の責任ではございません。私が指示をしてたわけでございます。過去議場でお答えをいたしましたように、ほかの自治体で自主放送を持ってるところを見ますと、少なくとも10人ぐらいの体制が、12名ぐらいまでの体制が、最高でいってるところもあるということもお答えいたしております。前政策推進課長も甲斐課長もお伝えをしております。

しかしながら、当時、やはりまだ職員も意識的に、そもそも番組をつくるというのが、どれだけ大変でどうなのかという意識づけが、簡単にまずできるわけがありませんし、それが現時点もできてるかといえば、そこはまだ完成はしてないというふうに思っております。後を切ってることです。平成27年の4月1日開局という、これは決まってるわけでございますので、ですからこそ、先般の議会でも、情報という新しい課の考えはないのかという問いもあったというふうに思っております。ですから、議員さんの提案はよく理解できます。

しかし、当時もお答えしましたように、職員が、私たちが頑張ってみようということで、実は自分たちでどうにか技術はできないかということで、現状まで頑張ってきたわけでございます。ギリギリまでお金をかけないで、自分たちでどうにかやっという趣旨のもとやってきましたが、これは限界だということで、今回議会に予算をお願いしたわけでございます。

また、東課長がおっしゃってる社会人枠という、社会人の専門性というのは、こ

これは職員の社会人といたしますところの、分かりやすい言葉で言うと社会人枠になると思いますが、そういう専門性を持った職員採用試験を、今後はやっぱり考えていくべきときにきてるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

また、1点だけ議員さんに、せっかくそういう質問ですからお答えをしておきたいと思いますが、民放の番組、民間放送の中で、今、アドバイスもらってる中で、うちの職員が勉強してることは二つに分かれます。お知らせとニュースが一つ、もう一つは企画ものでございます。議員がおっしゃられてるものとするならば、やはり楽しみになるのは、やはりどちらかといえば企画ものなんです。企画ものというのは、基本的に連載があるということです。1回から例えば10回、20回、続いていくものが企画ものです。お知らせとニュースというのが、例えば行政のを知らせること、ニュースというのが地域からのお知らせしたいこと、もしくは、地域でアピールしたいこと、そういうものでございます。

お知らせとニュースに関しましては、ある程度のところでやっていけるというふうに、民営をもった制度を用いても、お知らせとニュースはやっていけます。しかしこの企画に関しては、これはとても素人では、そもそも皆さん20年、30年かけてディレクターの方が育っていくわけですので、なかなかこの企画ものに関してはできない。その企画ものをやっていくためにも今回の予算計上でありまして、民間は大体1時間の企画番組つくるのに、スタッフが20名から40名で、10日以上かかって実はつくってるわけでございます。そういう現状をですね、プロでもそれぐらいかかることを理解した上で、私たちも今回、やはりこの議会の皆様をお願いをして、予算をいただいて専門職を入れて、まずはお知らせのニュースでも、自分たちでサクッとやっていけるような体制づくりをつくらうというのが、政策推進課の趣旨でございますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 先ほど東課長の話ですけれども、理解できましたし、町長の今、説明でさらに理解できました。

次に、これは確認ではありますが、今お伺いしました役場の人的な体制が、高森光ネットワークとの連携と申しますか、連携していかれる部分についてお伺いします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） ご承知のとおり、本町の情報通信基盤整備は、民設民営を採用しているところでございます。高森光ネットワークは、整備した情報通信

基盤を活用し、本町が町内に行政の情報を提供する仕組みでございます。当然、放送のことについても高森光ネットワークが承知してるところでございます。

高森光との連携ということでございますが、現在、高森光のオプションとして、高齢者の見守りサービスが実施されているところでございますが、今後の具体的な連携といたしましては、情報通信サービスによる防災、福祉、教育の面でのサービスの開発や、将来はテレビを使って双方向性でのサービスが提供できるような形で、今現在、定期的に協議を進めているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長のほうから連携される部分について話がありましたけれども、それは分かりましたが、併せて、それぞれの役割についてお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 東幸祐君。

○政策推進課長（東 幸祐君） 先ほども申し上げましたとおり、町が基盤整備費の一部を補助し、基盤整備を促進する形で、高森光ネットワークによって整備、維持管理が行われております。

本町は、その番組、あるいは行政情報を提供するような仕組みでございます。具体的に言いますと、運営事業主体は高森光ネットワークでございます。管理、運営、保守、それと設備等についても高森光ネットワークが行いますが、本町は番組作成から行政情報のサービスを行ってるということでございます。

当然、民設民営で行っておりますので、基盤整備、放送基準等については、すべて高森光にあるということです。本町としましては、行政情報の提供という形の仕組みです。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 分かりました。では最後に質問要旨でありますけれども、独自の番組を提供するということは、取材が基本であり、また、それを編集する技術も必要なことだと思いますが、他の自治体での現状を調べてみますと、取材に関する部門を住民特派員という形で活用しているところがあります。

ある市のケーブルテレビの例をご紹介しますと、「あなたもケーブル市民特派員」ということで、「お知らせ横町@百番地」というサービスを実施されています。これは、カメラ付き携帯から、パソコンを使ってこのケーブルテレビセンターに直接情報を送信されるサービスのことで、送信された情報をケーブルテレビセンターで内容確認後、自主放送の一定期間、静止画像として放送するといったもの

です。

もう1件ご紹介しますと、番組に参加してもらうことを目的に公募した番組特派員に、i p a dを貸し付けて、町内各地に出向いて日常の出来事を撮影し、投稿していただいたり、今後特派員以外からも、スマートフォンを活用した映像の投稿も考えているなどの方法をとっているところもありました。

今、紹介しましたのは、住民参加型による番組取材、放送の一つの方法ではないかと思ひ、質問することとしたものであります。このことは、取材に要する負担の軽減と住民参加ということからいけば、導入するに値する方法、やり方ではないかと思ひます。今、申し上げました住民特派員制度といひますか、町長はそのような考えをお持ちでないかお伺ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番 立山議員の最後のご質問にお答えいたします。

まだそもそもですね、私は独自の番組、日本一地域に根ざした番組を作っていきたいというふうにご答えております。趣旨はそうでございます。その中で、先ほどまず確認事項でございますが、その番組というのは、先ほども申し上げましたように、一つがお知らせニュース、二つが企画です。お知らせニュースに関しましては、議員がおっしゃる、仮称、例えば「住民特派員制度」、すなわち地域の方が、自分の持たれてる例えばスマートフォンであったり、もしくは貸付制度を行政がつくっておいて、その機械を貸し付けて、それで撮ってきていただくという場合は、やはりお知らせニュースの枠内での形になるというのが現実でございます。いわゆる、企画ものを作るとなると、これはまた別のものでありまして、あくまでもお知らせニュースに関して言うとするならば、地域のお知らせ、地域のニュースとして、そういう住民特派員制度というのは必要であるというふうにご思ひしております。

また、情報のみならず、この住民特派員制度、仮称「住民特派員制度」は、地域の方の見守りの部分であったり、声かけの部分であったり、やはりそこには地域のコミュニティづくりであったり、非常に役割は大きいものであるのではないかなというふうにご思ひしておりますので、私は非常に議員さんの考えにご賛成でございます。

それと、先ほど申し上げましたように、企画ものに関しましては、やはりなかなか住民特派員制度で企画ものを作れとなると、これはなかなかやっぱり難しいものではないかということも付け加えさせていただきます。プロの方が言われるのは、撮影する段階では80%終わってるそうです。要は、撮影に行くまでの取材であったりプロセスというのが一番大事であって、そこをしっかりとかなないと、例え

ば、撮影に行ってどこを撮らなければいけないというものを、その前段がものすごく話し合い、議論があって、初めてその企画ものができるんだということは、各局のディレクターの方がおっしゃっております。

ですから、今後住民特派員制度を利用するとするならば、お知らせニュース、地域からの発信という形で、大変議員さんの提案は好ましいものだというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 住民参加型の番組制作ということでは、こういったやり方も必要ではないかという気がします。冒頭に申し上げましたように、開局まであと半年となりました。今、試験放送中ではありますが、放送の中身次第では、今後厳しい意見、また、一方ではお誉めの言葉もあろうかと思えます。厳しい意見こそこれから生かされるものだと思います。

それでは、今後に期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

本日は、本年6月13日に参議院本会議におきまして可決成立しました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について及びICT教育についてをお伺いをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

まず、はじめに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正についてをお伺いをしたいと思います。

熊日新聞によりますと、教育委員会の制度見直し、自治体首長の権限を強化する

改正地方教育行政法が6月13日、参議院本会議で可決成立した。教育委員長と教育長を統合した新ポスト、教育長をトップとし、首長と教育委員会が協議する総合教育を全自治体に設置するのが柱ということです。

来年4月1日から施行されるということですが、この改正が、教育委員長並びに教育長が、今回さらに新しい教育長ができるということですが、なぜ教育委員会の見直しが必要であったのか、その点を踏まえまして、今回の改正の概要及び目的についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） おはようございます。

3番 興梠議員の質問につきましてお答えいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について、改正の概要と目的についてということでお尋ねになっております。

まず、改正の概要と目的についてお答えをいたします。

改正の概要につきましてご説明を申し上げます。教育委員会制度改革として、先の通常国会を終えて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が、平成27年4月1日から施行となります。

内容につきまして大きく四つのポイントがあります。一つ目につきましては、教育長につきまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置すると。それから、二つ目のポイントといたしまして、教育委員会、教育委員について、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性ということです。それから三つ目、総合教育会議につきましては、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置すると。それから四つ目、大綱について、教育に関する大綱を首長が策定をするということになっております。

なお、新教育長につきましては、施行日の平成27年4月1日において、在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまで、または、自ら退任するまで現行制度の教育長として在任するものとし、徐々に新制度に移行する。したがって、新教育長が誕生するまでには、現行の委員長職は残るということとなります。

目的ですが、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理に対しての構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るということになっております。教育委員会の見直しが必要だったのかという点ですけれども、これは目的と一緒にとい

うふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 自席から失礼いたします。改正の必要性等についてはただいまご説明ございましたが、今、ただいま総合教育の会議についてお伺いをしたいと思いますが、この会議においては、教育行政の指針となる大綱の策定やいじめ、それから自殺などの緊急時の対応を話し合う総合教育会議が設置されるということでございます。この会議の構成のメンバー、それから招集は誰がされるのか。また、この総合教育会議において、どのようなことが協議され、策定される大綱とはどのような効力があり、また期限等があるのか、この点をお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 自席から失礼いたします。総合教育会議につきましてご説明を申し上げます。

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずる施策等について、協議、調整をする場でございます。両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを期待されると。それから、中身につきましては、首長が招集を行うということになっております。構成につきましては、首長と教育委員会、教育委員の5名ということになると思います。それから、協議事項につきましては、教育行政の大綱の策定、それから教育の条件整備など、重点的に構すべき施策、予算とか条例等につきまして協議を行います。それから、児童生徒等の生命・身体の保護と緊急の場合に構すべき措置、いじめとか自殺等につきましての対応について協議を行うということになっております。

なお、教科書等の採択とか、個別の教職員の人事等につきましては、特に政治的中立性の様相が高い事項であり、協議としては取り上げるべきではないというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

この大綱をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。今の期限等については説明ございましたですかね。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 失礼しました。期限等につきましては、法律上の規定はございませんが、首長の任期は4年ということで定まっておりますので、4年から5年がいいんじゃないかということに決まっております。

それから、大綱の綱領と大綱につきましては、現在あります総合計画の中に教育関係の予算等が組み込んでございます。これを総合計画として、大綱として扱うことができるということになっておりますので、大綱を新たに作るかどうかにつきましては、今後協議を重ねてもらっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 次に、教育行政に対します首長権限についてお伺いをしたいと思います。

本日の一般質問通告後に、直後に、ある県の知事が、本来禁止されております全国学力テストの成績を独断で公表されました。これに対して新聞は、首長の独走封じ限界と報道しております。新制度では、首長による教育委員の任命のみならず、新教育長においても首長が任命ということでございます。首長の権限は強化され政治的な介入が少なからずともあると思いますが、どのような組織になるのでしょうか。

それから、首長の権限が強化されれば、教育委員会の政治的な中立性は保たれるのか。また、こういった事例が出てきた場合、どのような形で協議をされ、結果を出されるのか、また、最終的な決定権及び責任はどこにあるのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 阿部恭二君。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育行政に対する首長権限についてということでお尋ねがありました。

新教育長の任命につきましては、先ほども言いましたように、議会の同意を得て直接首長が任命するということになっております。教育委員に関する大綱の策定、地方公共団体としての教育政策に関する方向性の明確化ということであつております。なお、教育委員会が引き続き執行機関でありますので、職務権限が従来どおりとなっております。

それから、最終的な決定権及び責任はどこにあるのかというお尋ねがあつておりますが、これは最終的には教育委員会の責任であるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 3番議員の質問に対して、局長のほうから回答いたしました。が、少し付け加えさせていただきたいと思つています。

今、質問の中にありました全国学力調査の結果の公表についてということで、新聞でも大きく報じられました。実はここに静岡新聞を手元に持っておりますが、静岡県の市が23、町が12、35市町ございますが、すべての町村について正答率を公表したということで、知事のほうが、地域格差をなくすということでコメントが出ておりますが、これを読みますと、教育長のほうが市や町に申し訳ないというコメントが出ております。

首長の権限ということで今、ご質問もございますが、この問題は、私は今回の法律の一部改正には別問題だというふうに捉えております。私どもはこの法の趣旨に従って、首長と協議をしているわけでございますが、先ほど答弁しました今回の改正の目的、その中で、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、これは国会でもいろいろと議論がありました、この部分が残っております。そして、地方教育行政における責任の明確化、つまり、今まで教育委員長なのか教育長なのかということ等の問題を整備する。そして、迅速な緊急管理体制の構築、いじめの問題等が大津市で起こりまして、その対応等についていろいろと全国的に問題になりましたが、こういった問題等をですね、首長さんも含めて、総合教育会議等で迅速に対応するシステムが必要でないかということ。そして、私が一番お伝えしたいのは、首長との連携強化を図るとともにということございまして、今回の法の改正は、いわゆる教育委員会が首長との連携強化を行うということでございまして、この静岡の事例につきましては、私は、もっとお互いが信頼関係を持つ、そういう教育委員会、首長の関係が、これからの教育の前進にあたるということで、この静岡の事例そのものが、今回の法律改正における首長の権限強化ということでは、別問題だというふうに受け止めております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興枳壽一君。

○3番（興枳壽一君） 確かに別問題であるかもしれませんが、新聞によりますと、私は熊日の今、切り抜きを持ってますけども、これによりますと文科省の理屈逆手にとられるということで、国が公表した事例を、公表内容を、ある知事のほうが、国の公表に沿って公表されたということで書いてございます。理屈から言えばそうかもしれませんが、この理屈が通っていくのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 全国学力調査については、あとでICTのところでも少し触れようと思っておりますけれども、この学力調査の公表について、高森町教育委員会

はどういうふうにしたかということですが、これは高森町のみならず、熊本県の各市町村教育委員会は公表しておりません。高森町教育委員会としましては、教育委員会を開いて、公表しないという決定をしております。

その理由は、この全国学力状況調査等の趣旨に合わないからということで回答してるところでございますが、この全国学力状況調査の趣旨というのは、このように文科省が出しております。それは、それぞれの教育施策、そして学校の状況等を把握し、それを指導に生かすということで、平成19年度からこのテストが始まっているわけございまして、これは当初からそういう公表して競争を行うという趣旨ではございませんでしたので、したがって、それに基づいて、教育委員会としても判断をしたところございまして、文部科学省もこの趣旨等を明らかにしておりますので、その趣旨に合わないということで、次年度からはそういう自治体に対しては、資料等を送らないとかいうようなこと等々が今、新聞等に出ておりました、これがそのままこのテストの趣旨ではないということで、これがそのまま首長の権限事項ということで、全国に広がるということは想定できないというふうに思っております、もしそういう方向に行きますならば、文部科学省は、このテストそのものの趣旨を変更し、そして、全国の市町村教育委員会等の了解を得て、仕切り直しをするということが必要ではないかということ、私は県の教育長の集まった会議でも主張しているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

次に、改正に伴う影響についてお伺いをしたいと思います。

教育委員会の制度改革について、まず、ご丁寧に説明をいただきましたが、来年4月から施行されます新制度を施行前から評価するわけにはいきませんが、改革と改正については、良い点、悪い点もあろうかと思っております。この点を踏まえて、高森町においては、この教育委員会の改正が、どのような影響が出てくると思われるか、教育長のお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 先ほどちょっと答弁しました内容が不確実でございましたので、より詳しく申し上げます。

全国学力状況調査の目的については、正しくは次のように文科省が規定をしております。教育施策の成果と課題の検証、改善、そして学校における教育指導の改善に役立てるということが目的でございます。

それでは、今の質問につきまして、改正に伴う影響についてということですが、平成23年にこの教育委員会制度がスタートしております、66年経っております。すみません、昭和23年です。昭和23年にスタートしまして66年経っております。世の中の動き、国の規制緩和、地方分権の動き、教育改革の動き等に、スピード感を持って的確な対応ができにくくなってきているという指摘から、今回の改正につながったというふうに受け止めております。

したがって、本町にとって大きな影響はないと捉えています。むしろ本町の教育行政推進の実態に近づいてきたというふうに私は捉えております。高森町の教育行政推進、三つの戦略ということでお話をしておりますが、先般、7月3日に県議会の教育警察常任委員会の視察が高森でありまして、そのときにも申し上げましたが、3点ほどお話をさせていただいております。

一つは、高森町の教育施策は、町あげてということですが、それは、人・物・金のマネジメント、つまり、首長の権限ですよね、それをどうマネジメントするか。その中で、草村町長は、「まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくり」という施策を打ち出しておられまして、町長の政策に乗るということが大きな戦略、そして、町議会の支援を得ているということが大きな戦略、つまり、町あげて今、高森町の教育が進んでいるということが一つでございます。

2点目は、風に乗るということで、今、世の中の風をつかみ、そしてその風に乗る。そのためには、やはりスピード感を持って臨まなければならないと。そして、中途半端ではなく徹底してと、いわゆる、今の風にどう高森の教育を乗せていくかということでございます。

3点目が、国や県の動向を見据えると。公教育でございますので、国の施策に乗る、県の施策に乗る、そして、地方分権、規制緩和の波ということが、今般大きく動いてきておまして、地方公共団体、教育委員会の独自性ということが問われております。したがって、そういった国や県の動向を見据えるということ、そういったこの3点を高森の教育の戦略として説明をさせていただいたところでございます。

教育委員会制度改革に乗って、先ほど局長のほうから説明いたしましたが、改革に乗って高森の教育施策が、町挙げての施策として、より充実、発展していくよう、教育委員会の主体性が今、問われてきてる。したがって、私はこの制度改革は、ひと言で言うならば、教育委員会の主体性をもっと持ちなさいよ、教育委員会はもっとしっかりしなさいよということではないかというふうに受け止めている

ところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 確かに教育長の言われるとおりでと思います。今現在の委員会は、私が思いますには、議会と同じく二元代表制的な要素があるんじゃないかと思います。教育長がいて教育委員会があって教育委員長がおられます。要するに教育委員会の方針の中身も、監視機能も兼ねた委員会だろうと思います。その中で、委員長が4月以降、新制度でなくなると。委員ということでございますので、委員会に対する、委員会の方針に対する監視機能あたりは、今後できるのか、そのあたりを少しお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 教育委員会制度の成立を読みますと、レーマンコントロール、いわゆる素人といいますか、教育の専門家でない方々が、教育を見守っていくという中に教育委員会制度がございまして、教育委員さん方が必ずしも教育に携わった方ではないということ、これが今の制度でございまして、今後ますます新教育長のもとで、教育長の権限事項というのは強まってまいりますが、そういった意味でそういったレーマンコントロールという形から、教育委員さん方のご指摘とかご意見とかは大切にしていって、そういう教育委員会のあり方に持ってこなければ、今まで積み重ねてきた教育委員会制度は、今度の改革によって一歩前進しないんじゃないかなという受け止め方をしております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 次に移らせていただきます。

I C T教育についてお伺いをしたいと思います。まず、タブレット型のパソコン、P C授業の効果についてお伺いをしたいと思います。草村町長及び佐藤教育長のもと、平成24年3月に高森町新教育プランが制定され、五つの重点施策を掲げられております。その中の一つで、教育環境の整備、I C T環境の整備において、全国に先駆け、高森町の全小・中学校に電子黒板及びタブレット型パソコンを導入されまして、教育環境の整備をなされてきたところでございます。

そのタブレット型パソコンを使った事業におきまして、熊本県の教育委員会が調査研究を行いまして、タブレット型パソコンを使った授業の効果を発表しております。パソコン活用のプラスでは、成績が伸びるなど教育効果が非常に高いと授業の効果を公表し、熊日新聞に掲載されております。この授業における効果ですね、どのような効果が出てきたのかお伺いしたいと思います。

また、県内の市町村で初の取り組みということで、教育C I Oを核とする組織体制を4月からスタートさせておられてるということですが、この教育C I Oとはどのようなものかもお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 3番議員の質問にお答えいたします。

タブレット型P C授業の効果についてということですが、議員ご指摘のようにI C T教育の本格導入から2年が経過いたしました。その効果については、私どもも検証していく必要があると。また、現在、検証をしているところでございます。

一つは、文部科学省でも本年度より、I C Tを活用した教育の推進に資する実証検証というのが始まりました。高森町では、その中心でありますI C Tを活用した教育効果の検証方法の開発という委託授業を本年度請けておりまして、今その実証事業に取り組んでいます。現在、県の教育委員会の指導を受けまして、児童生徒、教職員の意識調査、それからI C Tの効果についての取り組みを開始したところでございます。

本年12月5日に、昨年度に引き続きまして高森中学校を会場に、小・中学校4校の研究発表会を開催いたします。その中で、議員ご指摘のI C Tの効果について、全国に発信していけるように現在準備をしております。なお、今回の発表会は、昨年度の全国から参加者500名を上回る規模の発表会になるものと想定しておりまして、授業公開も昨年は五つの教室でしたが、今回は10の教室、倍増ということで今、学校現場で計画をしているところでございます。議会からもご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

すみません、もう一つ、教育I C TとC I Oにつきまして、今回、熊本県の市町村では、高森町が初めてC I Oを踏み切ったところでございますが、実は平成20年に文部科学省が、学校のI C T化のサポート体制のあり方について、教育の情報化の計画的かつ組織的な推進のためにというその報告書を出しておりまして、その中にC I O制度ということが打ち出されております。

県の教育委員会では、教育長をC I Oとする組織ができております。市町村におきましても、学校のI C Tのサポート体制の整備におきまして、ビジョンを構築し、統括的に責任を持って学校のI C化を今、進めておりますけれども、高森が今、非常にこの分野で突出して進んでいっております、どうしてもやはり教育委員会の現状の今までの体制では間に合わないということで、私を教育C I Oという

形で、C I O補佐官に堺教育審議員を教育委員会に、そして学校現場では、東小学校の宮田教頭をC I O補佐官という形での体制をつくらせていただきました。

また、学校におきましても同じように学校C I Oという形で組織しております。これが高森の今後のI C Tのいろんな導入、また運用等、また研究発表会等、この組織を通じて今やっております。県の教育委員会もそのC I O制度については、導入については進めておりますので、今後そういったC I O制度というのは、広がっていくのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほど教育長のほうからご説明がありました全国学力テストの成績公表について、これをお伺いしようと思っておりましたけれども、先生のほうから先にこれは説明いただきましたので省きたいと思っておりますが、ここで町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 町長のほうが発言される前に、私にひとつ全国学力調査に絡んで、少し説明させていただいてよろしゅうございますか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） はい、許可いたします。

○教育長（佐藤増夫君） 町長のほうに最後でしっかりまとめていただきたいと思います。そして、全国学力調査につきましては、先ほど少し小出しをしておりましたので、今、議員のほうから質問がありましたので、少し私もはまってお話しをさせていただきたいと思っております。

実はですね、先ほど公開しないということでやっているということですが、教育の施策がどうであったかというのは、こういったものについては、私どもやはり検証する必要があります。したがって、多額の予算をいただいて、本当に子どもたちが力がついたのかどうかということは、当然、私どもとしては返していかなきゃならない部分でございまして、現在、教育委員会、学校では、全国学力・学習状況調査と県学力調査を活用した学力向上のP D C A（プラン・ドゥ・チェック・アクション）検証改善サイクルを確立ということで、今、進めております。後ろに今日は校長も傍聴に来ておりますが、各学校で、ただ単にこれが良かった悪かったということではなくて、この施策が本当に子どもたちに力がついたのか、そして、どこに課題があるかということを明らかにしていこうということでございまして、本日は

3枚のボードを用意させていただきました。

1枚目のボードですけれども、先ほど議員の質問の中に、県の教育委員会がICTを活用して成績が良くなったという報道があったということでございますが、このボードは、熊本県におけるタブレットPC等の教育効果に関する調査結果ということで、県の教育委員会がこれを作成しまして、県の施策がどうかということで、文部科学省での懇談会で使った資料でございます。

県の学力調査というのは毎年12月にありまして、国語・算数・社会・理科、小学校3年生から中学校3年生まで毎年行っております。それで、県内のICT活用の研究指定校、実践校、B地域、小学校2校と書いてありますが、この小学校2校が高森中央小学校、高森東小学校、つまり、これは高森の子どもたちの状況でございます。

平成23年度と24年度、25年度と3カ年ですね、しておりますが、これを見ていただきますと、国語と算数に限って図表化しておりますが、例えば、国語の漢字、話す、聞く、書く、読む、そして言語事項、こっちは算数の計算、技能、考え方ということで、右側半分が国語の領域、そして左側が算数の領域、そして見方としましては、青色で出ています点々線が県の平均でございます。したがって、まだICT等を導入しなかった平成23年度の高森町の結果が、この赤いグラフでございます。そして、研究にも書いてありますが、電子黒板、実物投影機、教師用デジタル教科書の利活用をはじめた平成24年度が、この赤グラフでございます。そして平成25年度は、これにタブレットPCが加わってきたということで、県の教育委員会が、確かに学力がついているという大きな根拠になる資料でもございまして、これを見てもらいますとお分かりのように、平成23年度は県の平均の同じか内側かぐらいでしたが、明らかに平成24年になりますと、この県の平均の外側に赤いグラフが移ってきています。そして、平成25年度は、項目によってはかなり大きく動いているところ等がございまして、県の教育委員会が、効果が上がったという一つに使っている資料、もちろんこれは私どもがつくった資料を県の教育委員が再生していると。

併せまして、子どもたちに意識調査も行われておりまして、子どもたちの状況等も踏まえて、成果が上がってきているというひとつの資料として出しております。つまり、いろいろと導入していった経過が、確実にその成果が上がってきているということが1点でございます。

もう一つ、次のボードをお願いします。

先ほど、全国学力調査の結果については、高森は公表しないと申し上げましたが、数値だけが一人歩きをしてしまうということで、当然、文科省の趣旨であります施策がどうであったか、今後どうするかということについては、私どもは精査する必要がございます。今、先ほどのPDCAサイクルの中で見えてきたものということで、この本年度の全国学力調査、これは4月に国語と算数ということで、小学校の6年生と中学校の3年生が実施しております。この赤い部分は、本年度の高森町の中学校3年生、2校の成績でございます。この100というのが全国平均です。したがって、本年度、中学校3年生の全国学力調査は、全国平均をはるかに上回ってきているということが言えます。

そして、一番大事なことは、この中学3年生が小学校6年生のときに、同じように全国学力調査を受けております。したがって、この6年生のときがどうであったか。つまり6年生のとき、この中学3年生は、中学校1年生で電子黒板が入り、2年生でタブレットというふうに、段階的に中学校3年間を歩んできていただいておりますが、その比較をしますと、明らかに6年生のときの状況と、中学校3年生になって伸びてきているということが一目に分かります。

なお、国語のAというのは基本問題です。Bというのが活用問題、思考力を問う問題です。算数、数学も同じA・Bはそういうふうになっています。OECDの結果としましては、日本の学力はB問題、活用力・思考力が劣るということですが、高森にこの結果だけに限ってみますと、B問題での伸びが非常に大きいということが見えます。

したがって、中学校3年生がこの3年間の中で、いわゆる同じ全国学力テストを全国平均としたときに、小学校の時代よりも伸びてきているということが分析できました。

もう1枚お願いします。これは、じゃあ伸びてきているといっても、どのところが特に伸びたかということを表わしたものでございまして、先ほど申し上げました算数、数学の場合には、領域がございまして、四つ領域があります。数と計算とか四つありますが、その中でもここに出しております図形、図形ですね、図形の分野での伸びが顕著に出しております。これは全国平均を100とした場合に、数学Aについては106、それからBについては107.8、そして小学校のときから比べて大きく伸びています。

これは何を言わんとしているかということですが、私どもの分析としましては、電子黒板、タブレットPCが一番得意とする画像、そして図形については回答もでき

ますし分析もできます。そういった教育の積み重ねが、この算数、数学の図形教育で、特に顕著に伸びが見られるというふうなことを捉えているところでございます。全国学力調査ということでございましたので、ただ単にじゃなくて、こういう分析を今しているところでございますので、付け加えをさせていただきました。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 大変に詳細なご説明をいただきまして、教育強化について具体的に分かりました。私も議員になる前、J Aにおったわけですが、そのときはパソコン等を使いきらないと産業廃棄物というような、そういうことも出てきました。一生懸命パソコン等の勉強もしてきましたが、やはりICT教育について、また住民の方も詳しく理解されてない方も多々おられるかと思えます。こうして説明を聞きますと、現在の教育の方針、これが高森町の教育ということで、大変すばらしい結果が出てると思えますので、教育長を含め教育委員会、それから学校現場の先生たちに対して敬意を表したいと思えます。

先ほどちょっと言いかけましたこの学力テストの成績の公表について、町長の感想等がございましたなら一言お願いをしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柁議員のご質問にお答えします。

反問権を、質問にお答えする前に、正確に答えるための確認事項を、議会基本条例で反問という文言になっておりますので、使わせていただきます。

まず、質問の流れを聞いておりますと、議員は、この改正法に関しての懸念を質疑をされてるのか、それとも、改正法によって教育委員会がどういうふうになるのかという確認をされてるのが、私はちょっと不透明ですのでそこをお聞かせ願えた上、ご質問に答えさせていただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 私の一般質問においては、今、町長が言われました懸念、それから変化ですか、私は両方を兼ねていこうと思えます。だから質問するわけで、最初から懸念ばかりで質問するわけでもございません。ただ、行政の方針なり、それを問いただす、お聞きするのが私たちの一般質問の趣旨だと思えます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） ありがとうございます。

3番 興柁議員のご質問にお答えをさせていただきます。

改正に伴う影響についてということが命題で上がっておりますが、議員が私にお聞きになりたいことは、学力テストの公表について、あの件に関してどうかということだというふうに思いました。

先ほど佐藤教育長が答弁されたとおり、高森町は、現状、教育委員会とこの執行機関がしっかり意見を出し合って、お互い確認した上で進めております、教育行政を。ですから、教育委員会の中で公表しない、県で決まったことを教育委員会もそういうふうに承認したわけでございますので、高森町に関しては、私はそれによろしいというふうに思っております。

静岡ですか、あの件に関して申し上げますと、ほかの県の知事さんであったり首長さんが判断したことを、私がとやかく言うことはないというふうに思っておりますが、そもそも一番大事なことは、教育委員会と首長の適切な距離感が一つと、やはり空気の部分、ここをどう感じるかということが、私は首長としては大事なかなというふうに思います。

しかし、それでは曖昧な返答になりますので、あえて申し上げますが、私が個人的に思うのは、やはり選挙の段階で、日本全体の選挙制度が、これは高森町も一緒だと思いますが、お願い型から約束型に変わることによって、約束の中にやはり施策というのが明記されます。その明記されることに関して、やはり議会で予算を首長はお願いするわけですから、やっぱりその中の議会のそこでのチェック機構の役割というのが、非常に増えるというのではないか、それが私は逆に言うと首長の暴走を、暴走という表現はどうかと思いますが、首長のその独裁制というか、そういう懸念されてる部分をひとつは抑制する手段ではないかというふうに思っております。

やはり、政治家が各々が、首長になられる方も議会議員になられる方も、目指される方も、やはりその段階でしっかり自分の施策、教育施策は、教育についてどう思うかということ打ち出すこと、そのことが一番住民にとって、国民にとって明白にそこは見えることですので、やはりそれに伴う予算というのがお願いすることになると思っていますので、その段階のチェック機構というのは、やはり非常に効果があるのではないかというふうに思っております。

この改正法に関しまして、私は議員さんと同じでありまして、懸念と同時に、これからじゃあどうやっていくのかというふうに思っております。そもそもこの教育委員会というのは、やはりこの独自性、独立性、中立性、政治的介入を防がなければいけないということは、やっぱり戦前教育の反省のもと生まれてるわけござい

まして、それを今後、今も続けてきてるわけです。だからこそ続けていくための改正法にしなければいけないので、私は、現状のこの改正法に関して、改正法が可決されたとするならば、その中でしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

高森町の新教育プラン、これに基づいて、今後残りの任期のあいだは、進めさせていただきたいというふうに思っております。それに基づいて、議員の皆様には予算をお諮りし、そしてそこで議論をしていただくと、その決定に基づいて施策をやっていききたいというふうに思っております。

それともう1点でございますが、議員さんに先ほどお誉めのお言葉をいただきましたが、高森町だけに関して言うと、非常にこの教育現場、教育行政、もしくは町行政、議会、同時進行で、お互いが確認しながら、すなわちチェックをしながら進めていった結果が、この3年間、4年間ではないかというふうに私も思っております。議員さんも先ほどそういう評価をいただきましたので、今後も先ほど申し上げますように、新高森町教育プランを軸に、残り私たちの任期の間は、議会にお諮りをしてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 町長のお考えをお聞きしまして、ありがとうございます。

次に、P C授業への順応性ということでお伺いをしたいと思います。

今の子どもたちは、小さいときからゲーム等のデジ機器に触れてはおりますけども、新たなパソコン等については、学校に行ってからということになると思っておりますが、子どもの中には得て不得手等もあろうと思っておりますが、今のタブレット型パソコン等の傾向といいますか、順応性、理解度は現在どうなのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席からお答えいたします。

この順応性ということ、私どもは21世紀型スキル、これも大きな学力の一つというふうに捉えております。昨年、熊本ICTコンテストというのが県の教育委員会でありまして、県下から1,900点以上の応募がありまして、NEXT夢大賞には、高森東小学校の児童、そしてマルチメディア部門というのと小学校、中学校部門がありますが、最優秀賞とともに高森中央小学校の児童、高森東中の児童ということで、大変成績をあげました。また、教職員のほうの優秀賞ということで、全体的にスキルが上がってきている。

学校等の今、懸念されたことにつきましては、発達段階に応じた小中間の活用スキルというのを小・中学校で今、つくってございまして、それに基づいて児童・生徒の指導をしているところでございます。現在、子どもたちの利用については、かなり進んできているということと、それから、こういったものを活用しながら情報を収集し、発信するという、いわゆるプレゼン能力、個の力もかなり伸びてきているというふうに私どもは見ております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 時間も押しておりますので次に移らせていただきます。

最後の質問ですが、反転授業についてお伺いをしたいと思います。

私、この言葉は新聞で知りましたが、タブレットを使って自宅で予習をするということですが、どのようなものか、この反転授業についてお尋ねをしたいと思います。この反転授業については、家庭的ないろいろな環境が揃わないとできないというようなことも思いますが、今、教育委員会としてどのような考えでられるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 反転授業につきましては、今、お話がありましたように、自宅でタブレット等を使って、動画教材等を使ってしっかり予習をして、基本的な事項を自宅でしっかり学んで、そして学校で理解を深めるという、今まで行ってききました学校で学び、自宅で復習するというその反転という形で、今いくつかのところで取り組みが始まっているということでございますが、高森町としましては、学校現場とも協議をしながら、現在、反転授業の導入は全く考えておりません。また、タブレットで教育しようという考え方を持っておりません。

少し説明をさせていただきたいと思いますが、9月8日にNHKのクローズアップ現代が、このICTについて特集をしております、議員さんも見られた方もいらっしゃるかと思いますが、2020年ぐらいまでに国は1人1台のタブレットを配置する。そして、先進国の中で日本の導入が大変遅れていると。今後非常に導入が進むだろうということで、先行する国の状況の中で、韓国の例があがっております。韓国ではいち早く1人1台ということを実施をとりまして、タブレットですべての分野について授業をしようという試みが行われておりましたが、見れば分かります、そのときは分かったつもりで、あとは忘れてしまうとか、成果が現れないということで、現在、学年、教科を絞って再出発をするという話があつてございまして、むすびは、やはりどう活用するかというところでむすばれておりました。

高森町は、公教育ということで、町長もよく申しておられますが、やはり教育の本領をいくという自負心を持っておりまして、これは総務省、文部科学省が、教育の情報化ビジョンということで、21世紀にふさわしい学びと学校の創造ということをご提案しております。その中で、学びの場における情報通信技術、ICTの活用については、まずは普通教室に電子黒板の配置、そして、校外で通信を行うことができる無線LANの環境の整備、そして、1人1台のタブレットの配布ということをご打ち出しております。

これも9月9日に朝日新聞の本社から高森に取材がございまして、取材は人口減少社会における教育の情報化ということで、20日過ぎからまた特集されるようございまして、その中で、私どもの指導をいただいております県の教育委員会の山本指導主事は、こういう談話をされておりました。

高森町は、電子黒板、デジタル教科書、実物投影機、タブレット等と段階的に踏んで導入して、ICTの成功事例であるという好評をいただきました。私どもが日々の授業の充実改善にICTを利用する、授業を充実させるためにICTをするのが基本姿勢でございまして、放送大学の中川教授から、終始一貫指導していただいておりますが、ICTの光の部分に活用するという指導もございまして。そして、今度12月5日に研究発表をしますが、その視点は、協働学習、いわゆる協働というのは協力と働くです。協働学習の中にICTをどう位置づけるかという視点で、今、学校現場を研究をしています。

先ほどの全国学力・学習状況調査は、学力だけでなく、子どもたちの意識調査も併せて行われています。これは高森中学校の例ですけれども、授業づくりについて生徒の回答ですけど、グループで調べる活動をよく行ったかということは、93.4%とあげています。全国平均よりも46.9ポイント上回っております。自分の考えを発表する機会が与えられたかは、93.4%、全国平均を12.3ポイント上回っています。目標、授業の目標を狙いがしめされているかということも93.3%で、全国よりも21.8%上回ってきています。そういった今求められる子どもたちの力というものを、授業の充実の中で力をつけさせていくのが高森ですので、タブレット端末だけが論議されているその問題とは違うということをご強調させていただきました。

なお、放送大学の中川教授、また今年12月に指導していただきますが、高森町は、町長、教育長、学校、地域が一体となって進めており、成果はICT活用に止まるものではなく、コミュニケーション能力育成や地域を愛する児童・生徒の育成

にもつながっていくということで、2月3日の全国紙の家庭教育新聞で談話されています。高森方式の取り組みは、全国から今、注目されておりまして、今後高森の教育が県内もとより全国に広がっていくものと私は確信しております。ご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 平成25年度の監査意見書のむすびに、高森町は何かが変わってきているというような言葉が、という言葉をはかによく耳にしますと述べてございます。本当にまさしくそのとおりかと思えます。高森町新教育プラン策定から2年という大変短い期間におきまして、県内はもとより全国各地からも注目され、教育長はじめ教育現場である小・中学校の先生方のご活躍で、そのプランどおりの教育の成果が出ているということは、本当に敬意を表するものでございます。

先ほどご説明にありました町長の戦略に乗る、風に乗る、国の動向に乗る、この三つを高森町教育委員会の戦略として、今後さらなる活躍を期待し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩いたします。1時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

本日最後の質問者となりますが、よろしく願いいたします。

まず、平成23年の東北で発生した大地震により、大災害をはじめ、本町にも大きな被害をもたらした平成24年7月の九州北部豪雨災害や、本年2月の記憶のない大豪雪により、関係地域住民が今までに体験したことのない大災害で、日々の暮らしと今後の生活に大きな不安を持ち、一日も早い復旧、復興を望んでいる最中、全国に目を向けますと、今年の異常気象により、局地的な大豪雨により、全国各地

で多くの尊い人命と貴重な土地、家屋を失い、明日への希望をなくされている方々もたくさんおられます。被災により亡くなられた方々にお悔やみを申し上げると同時に、一日も早い復興を願っております。

さて、今回の質問は、このような災害による復旧、復興工事や道路工事、新設・改良等に伴う本町の公共工事の入札状況について質問をいたします。

とりわけ7月下旬、熊日新聞に掲載された談合情報の業者が落札との記事には、議員の1人として、また、行政の施策執行をチェックする立場からも大きな衝撃を受けました。私自身、平成23年の議員初当選以来、公共工事の入札状況については、大きな期待を持って注視してきました。

しかし、今期、現町長においては、そういうことはなく、これまですべての業者が入札に参加し、工事を行っている状況を確認していたので安心しておりました。しかし、先ほど述べたような新聞掲載がありますと、改めて本町の入札が適正に行われているのか伺う必要から、一般質問を行います。

そこで、初めの質問は、7月下旬、熊日新聞に掲載された内容の詳細はどうであったのか伺います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 2番の後藤議員の質問にお答えをいたします。

公共工事の入札状況のうち、熊日新聞に掲載された入札についてというご質問ですけれども、経緯を申し上げさせていただきます。

該当となります工事は、平成25年度繰り越しで平成26年に施工するものでございまして、工事番号建土工第5号、村山・旭通線道路改良工事でございます。

この工事につきましては7社を指名いたしまして、予定金額が、予定価格が1,477万3,000円でございますので、クラスから申しますとA2、設計金額では1,500万円を超えておりますので、対象業者はA2クラスとなります。本町内にはA2業者は2社でございますので、町外から2社、そして、選定の特例を適用いたしまして、Bクラスから3社を、町内の業者を指名いたしておりました。

7月16日、高森町談合入札をなくす会という差出人から、私、総務課長あてに、平成26年7月23日、高森町発注工事の入札についてという文書が郵送されてまいりました。中身といたしましては、具体的会社名をあげて、その業者が落札予定であるという内容でございました。

入札事務の責任者である私は、翌日、7月17日木曜日から18日金曜日にかけて、上京する予定でございましたので、連休明け、19日から21日、三連休でしたけれども、連休明けの22日に、当該工事の入札について、指名いたしました業者の代表者に対し、談合の事実があったかどうか個別に聴き取りを行いました。その結果、その事実はないということを確認いたしましたので、23日の入札までに誓約書の提出を求め、予定どおり入札を行いました。結果的に情報どおりの業者が落札したということになっております。

この件につきましては、後藤三治議員がおっしゃいましたように、後藤議員も役場の職員として入札の状況について心配されておりますし、また、町民の皆様も高森町は何をやっているんだろうかと思われた方もあったと思います。入札を預かる者といたしまして、非常に残念でもございましたし、そういう疑念を持たれたということは、非常に私も悔しい思いがしたところです。

如何せん、どういう内容でそういう文書が送られてきたかということは定かではありませんけれども、できますなら私どももこういうことがないようにというのは、当然やらなければならないし、当然入札の公正は保つべきだというふうに改めて感じたところです。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼いたします。ただいまの答弁では、新聞掲載のとおりに対応したということで、また22日から入札があるまで、各指名業者に個別に状況を聞いて、適切に対応したということでございます。新聞掲載から今日まで、その後大きな問題も生じていないことから、行政がとられた対応は、今回は十分であったと私自身は感じております。

ただ、このような場合、他町村の同様の事例を見ますと、内容によっては、指名替えを行い入札を行ったという情報も多く耳にします。また、9月12日の熊日新聞では、阿蘇広域事務組合が行った工事の入札も、同様の談合情報が寄せられたことで、落札業者との契約を延期したとの記事が報じられました。このように入札に関しては、どの町村も最大の注意を払い、地域住民の理解を得ている状況であります。

そこで、本町の場合、十分な個別面接を行った。最終的には確約書で処理をしたということで、先ほど言いましたように、今回の対応は十分だったと思いますが、そういった事例が他町村にもある中で、私としては、指名替えを行う、行わないにしても、そういった考えがあったのかどうか、そこを1点、まずお尋ねしたいと思います。

います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼させていただきます。今おっしゃいますようにそういう手法もございますし、何らかの疑念がある場合には、当然そういうふうにするべきだというふうに考えております。ただ、法律にいたしましても、規定に違反する行為があると疑いに足りる事実があるときはというふうにされております。闇雲に疑うということは、指名業者さんに大変失礼になります。そういうことも勘案すれば、入札の延期自体がやはり業者さん、相手の業者さんを疑うということになってしまうことでもありますので、そのあたりも勘案して予定どおり執行させていただいたところですので。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） そういう疑いに足りる要件があった場合は、そういう手法もというお話でございました。今回は指名替えを行わず、先ほど申されたような対応をしたということで、十分と思っておりますけれども、では、ここ10年、本町の入札状況を見て、こういった報道があっているのかどうか、そういう情報が寄せられたことがあるのかどうか、そこらへんをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 直接私どものほうに文書なりで情報があったというのは、私も把握しておりませんが、昨年でしたか、1件、県のほうに情報が寄せられたという案件はございました。その折も同様の手続きで入札を執行したところですので。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまの答弁では、昨年、新聞掲載とかそういうものじゃなくて、県のほうにそういう情報を寄せられたケースがあるということですが、私も長く役場におりましたけれども、私が記憶する中では、そういうことがあったことは多分なかったように思っておりますし、現在の入札担当者におかれましても、十分注意されて今日までこられていることから、そういうことはなかった、本当にそういうことはないということで安心していただければいいけれども、やはり事入札となりますと大きな金額にかかわることで、やはり町民の方々も十分入札状況については過敏といいますか、敏感になっている状況でございますので、今後ともそういうことがないようにですね、一層の努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、質問に移ります。

本町には数多くの土木事業者がおいでですが、先ほどちょっとランクA、それからBというふうな答弁がっておりますが、ランクごとに教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 本町の土木業者をランクごとにお答えを申し上げます。

高森町の工事請負業者等選定要領の中に、工事種類規模別等級表というのがございます。土木工事につきましては、発注標準が5,000万円以上がA1と申します。1,000万円以上5,000万円未満がA2と申します。300万円以上をB、300万円未満をCというふうに四つのクラス分けをしております。このうちA1については、本町には該当がございません。A2が2社、Bが7社、Cが8社、計17社となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 詳しく教えていただきましてありがとうございます。ここで私が申すまでもなく、土木事業者の方も他の職種の方々同様、事業を受注することで多くの従業員の日々の生活を維持されています。併せて、その事業者が工事を受注されることにより、その受注の金額により町税をおさめておられることは承知のことと思います。

また、この工事受注者が他町村となりますと、当然その税金も他町村となることは言うまでもないことであります。私としては、そのような理由から、本町でできる事業は、本町の事業者へ発注を行うべきと思っております。

さて、入札に参加するためには、所定の事項を記載した指名願を役場に提出し、高森町建設業者指名候補推薦審査会から推薦を受ける必要があります。また、入札者の指名は、県の基準を参考とされていると伺っておりますが、現在も同様であるのかどうかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 入札者指名の基準でございますけれども、先ほど工事種類規模別等級表の内容を申し上げましたけれども、この発注基準に該当する業者を指名しております。ただ、一つ例外規定を設けておりまして、必要があるときは、当該等級の下位の等級に属する建設業者のうちから選定できるものとする。この下位の等級から選定する場合は、建設業者等の数の5割を超えないということで適用をしているところであります。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 基本的には県の基準で行っているということでございます。ただ、今、お話がありましたように、私も耳にしたことがあります、ランク以上の工事指名を受けた事業者がいるとのことで、このことは、私としては非常に良い対応であると思っております。

そこです、今少し下位のものを底上げをするために、上のクラスに指名を行っているということですが、詳しくもう少し説明をお願いできませんでしょうか。どういったことでそういうふうになっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 発注標準の金額で申しますと、これがかなり幅がございまして、例えば、300万円以上1,000万円となれば、これはかなり件数も多くなってきます。こうなればBクラスの人是指名件数が多くなる。それから300万円未満となりますと工事の数も少なくなる。そこを固定してしまいますと、技術の向上も図れませんし、やっぱり業者を育成することも長い目では行政としても必要でございますので、そういった意味で特例を適用することもございまして、中には地域の事情であったり、地理等に精通しているかということも勘案しなければならないこともありますので、そういう特例を設けているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） そうであるのであれば、県の基準も大事だと思いますけれども、やはり高森町は単独町村でございまして、町独自の基準を設けて工事入札を行う、今後そういう考えも必要ではないかと私は思うんですけど、町独自の基準を設ける考えがあるのか。今のところはそういったランクを超える場合は特例というようなことで示されておりますけれども、もう少しやはり住民に分かるような基準を設ける必要もあると思いますので、そのへんの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 現在のところこの要項、それから特例で、特段の不都合は発生しておりませんので、改正の必要はないというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 現在のところ特段の問題もないということで、現行の基準を今後もとっていきたいというお話がございまして。私としては、先ほども申し上げましたが、このようなやはり町独自の基準等を設けていただいて、多くの土木事業者が、

やはり大きな工事にチャレンジできるような基準を設けていただき、その土木事業者の育成に努めていただきたいということから質問をしたところであります。

次に、入札者の指名で、特に注意されていることがあれば教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 入札の指名上で特に留意していることというご質問でございますけれども、これにつきましては、高森町の工事請負建設業者等選定要領というのがございまして、この中で、第4条に、指名業者等の選定という項目がございまして、高森町の建設工事請負契約に係る指名業者選定の運用基準によるとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏らないように留意するものというふうに規定をされております。これが最大の留意点ではなかろうかというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今の答弁では、冒頭申し上げましたように、多くの事業者が多くの入札に参加できているということからすると、適切な答弁だったというふうに思っておりますが、一つお願いすることは、やはり一つの工事を行う場合、やはりその地域の安全と安心を、やはり住民の方に一番与えるということが一番大切だというふうに思っております。そういった意味から、先ほど答弁されましたようなことももちろん必要でございますけれども、やはり地域の実情に詳しい、またその地域にそういった事業者がおられるのであれば、やはり入札に参加させる、これがやはり一番大事なことではないかなというふうに思っております。確かにその年の入札状況により外れるケースもあるかとは思いますが、やはり一番先に考えることは、地域住民の安心が一番でございますので、そのために、やはり町中でも遠いところの事業所より近いところの事業者、また、町外の事業者より町内の事業者というようなことで、そういったことに今後は留意していただいて入札にあたっていただく、やはりそのことが住民にとっては、やはり一番安心をまねくことではないかと、私は考えますので、そういった配慮も今後行っていただきたいというふうに思っております。

次、指名候補を推薦されました後、町長決裁を受け指名通知を送付することになりますが、この決裁の際、指名候補推薦者と違った業者を指名したケースがあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 指名候補推薦後に、町長において変更されたケースがあったかどうかということでございますけれども、この質問にお答えすることは、結果的に審議の内容を外部に漏らすことになり、建設業者指名候補推薦審査会設置要領の規定に違反するため、そのお答えはできません。

しかしながら、指名候補推薦審査会は、指名業者候補として適正かどうかを審査して候補者を推薦するものであって、入札参加者の指名については、地方公共団体の首長に、町長に裁量権があるというふうに考えております。ですから、変更としないよりも、入札の参加者の指名については、首長が判断するという事になっておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） この質問については、多分お答えをいただけないだろうと思っておりました。しかし、この質問に次の質問が関連があることから、あえて質問をさせていただきます。

これも—————聞いた話であります。本町土木事業者のみで対応できる事業で、指名されることを楽しみにしていたが、他町村事業者が数社指名に加わっており、本町事業者が指名から外されたとのこととあります。そこで、本町土木事業者で対応できる事業で、他町村事業者が指名されたケースはないのか、お答えください。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 本町土木事業者で対応できる事業で、他町村事業者が指名されたケースがあるかないかということでございますが、先ほど答弁いたしましたように、基本的には地域の事情、地理的に精通している方を考慮しながら推薦をしているところです。私個人の記憶では、本町土木事業者で対応できる事業に対して、他町村の事業者が指名された記憶はありません。

ただ、一つ私どもがいつも憂慮するところは、平成18年に最高裁の判例がございます。徳島県のある村が、工事について村内の業者のみを指名するという運用をした結果、指名されなかった村外の業者が、指名開示を理由として損害賠償を請求した事案があり、平成18年10月26日、最高裁第1小法廷は、村外業者であることのみを理由として指名しなかった村の措置は極めて不合理であり、社会通念上、著しく妥当性を欠くものであると判断しております。

以上のことから、指名につきましては、細心の注意を払って指名をされているものというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 記憶の中にはそのようなケースはないというようなお話ですが、私自身が先ほど言いましたように———聞いた話、また、私自身が調べた中にそのようなケースが二、三ありました。これはあったことは確かだと思いますので、そのあとの答弁は必要はございませんけれども、できますならこのようなケースでもですね、地元、今いろいろ判例等も言われましたけれども、地元の指名を行った業者からそういうことがあるということであれば、指名者数を増やすなり工夫すれば対応できることとも思いますので、こういったあらゆる噂が飛び交うことがないように、私はやはり十分注意して入札にあたっていたきたいというふうに思っております。

また、なぜこの質問をしたかと申しますと、現在、議会が実施しております議会報告会でも、何度か質問があったことでもあります。その際、議会全員の統一した見解として、町内事業者では対応できない工事のためとのご説明で、了解をいただいております。先ほど申し上げましたとおり、本町土木事業者で対応できる事業は、できますならば基本的に本町のみで入札を行っていただくような工夫を、今後も採り入れていただきたいというふうにお願いたします。

最後の質問に移ります。

一昨年に発生した九州北部大災害の復旧、復興工事も一応のめどとなり、今後はここ数年、このような土木事業の発注も期待できない中、将来、土木事業者にとっては深刻な問題となってまいります。その上、1件の金額が高額となりますと、将来、土木事業者のランクでは、工事の落札どころか入札への参加すらできない状況が予想されます。以前、私がこの議場において、J V（共同企業体）を進める考えについて質問いたしましたところ、当時は具体的な回答をいただいております。今回の災害後の復旧工事でも、工事請負額が高額なため、町外の事業者に工事をお願いするしか仕方がない状況でありました。私としては、これだけ町内に土木事業者がおいででありますので、何とか町内土木事業者で工事を行っていただきたいと思っております。そこで、町内土木事業者の育成の意味も含め、今後、J V（共同企業体）を進める考えはあるのか、お伺いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 共同企業体、いわゆるJ Vでございますけれども、昭和62年に建設省が、共同企業体運用準則というものを発しております。確かに今、地方がそれぞれ考えて立案すべきものと思っておりますけれども、ほとんどのところがこの

準則をもとに共同企業体の対応をしているものと思います。この中で、対象工事の規模については、大規模工事であって、技術的難度の高い高速道路、橋梁、トンネル、ダム、それらの大規模なものというふうにならざるを得ないと思います。そういう点から、本町が発注する事業では、現在のところこのJVに対応する規定を設ける必要があるかどうか、考えて見ますところで、今のところ必要性はないのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。今のところ、本町においてはJVを立ち上げるような工事もないというようなことで、現行のまま今後いかれるのかなと思いますけれども、最後に町長のほうに一度も質問をいたしていません。

最後に、一番初めの新聞に掲載の件、それから、現在の入札状況について、町長さんのお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤三治議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に後藤議員が行政マンだった時代の内容をお話しになられた上で、それはそういうことがあったかどうか私は分かりませんし、議員の議場で発言なさる以上は、その根拠というのがあるのかとは思いますが、そもそもが議員の今言われていることは思いであって、気持ちがあるというふうに私は解釈いたしております。私も前代の町政だったり、前々代で議員がおっしゃったような指名停止があったり、そういうことがあるということは私は聞いておりませんし、知る立場でもございません。

しかしながら、一方では議員がおっしゃられる地元をという思いは非常に分かります。ただ、以前、高森町は高森町独自の形をとられていたわけであって、それが、私が平成23年に就任いたしまして、県の基準どおりにするというのを議場で明言をいたしました。そもそも議員がおっしゃったように、そういう過去、行政マンを務めてたところにそういうことがあったと、噂等々もあったとおっしゃいましたので、私は、逆に言うと、以前、高森町がどのような根拠で、どのような基準をもって高森町の独自の入札制度を築かれてたのかなど。その基準だったり根拠があることが、非常によく分からない部分が、首長の裁量の部分が入る部分があったからこそ、議員が懸念されてたようなことが、過去の高森町であったかもしれないという発言だったというふうに思います。

そういう中で、県のランクに関しましては、やはり、これは県はこの根拠という

ものをしっかり持っております。また国も持っております。そもそも執行者といまして、私がこの土木工事のみならず、ほかの公共工事に係る一番大事なことは、議員がおっしゃるように、安心・安全、それに工期の厳守というものを私は最大限に考えております。そういう中で、やはり国と県のこのランクというのは、実績であつたり資格であつたり、法の厳守を過去どうだったかという部分であつたりする部分が設定されておりますので、非常に理にかなつてるものではないかというふうに思っております。

そういう中で、先般、1番の質問で、熊日新聞に掲載された入札状況についてということでございます。議員も先ほどちゃんとした対応を今回はなされたというお言葉をいただきました。そもそもが熊日新聞が経緯を書きただけでありまして、この件が何か警察が取り上げるとか、そういう記述はございません。ですから、議員がおっしゃるように、今回は行政がしっかりしたと、それ以上のことを考えてみたらどうかという提案と意見というふうにお受け取りをいたしております。

また、先ほど申し上げましたように、県の基準をやはり私は、過去の多分高森町がそのことがあつたというふうに予想できるとするならば、やはり何かの基準、根拠法令がやはりベースで来るべきでなければ、高森町の独自なものを作ることは、そもそもはおかしいんじゃないかというふうに思っております。

また、議員がおっしゃる、地元を育成するという部分というのは、非常に理解を示しております。示している形が、今回の先ほど総務課長が申しました、例外規定を設けてることではなかろうかというふうに思っております。この例外規定は、上位業者が下におることは基本ございません。下の業者が上にいくと。過去確か1番議員さんのご質問のときに、私は23年のときに答弁をしましたが、若い業者さん、そして、今からやるぞという業者さんに対して、何かしら考えなければいけないと。

○議長（田上更生君） ちょっとすみません、傍聴者の皆さん、カメラ等については控えていただきたいと思ひます。町長どうぞ。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 失礼いたしました。23年のときにそのようにもお答えをしてるわけでございます。そういう中で、高森町選定要項第4条の、指名は特定の業者に偏らないことを留意すると先ほど総務課長がおっしゃいましたが、やはりここに偏らないというためには、例えばの話、Aという地域にだけ1年で50回工事があれば、そこの業者だけになることになりまふので、やはり、私としては、執行権者としては、入札指名回数、これがやはり一番業者さんにチャンスを与える平等性・

公平性があるものではなかろうかというふうに思っておる次第でございます。この入札を何回受けたかということに関しましては、議場で答えるわけでもありませんし、議員さんがお確かめになれば、しっかりとした形をとってるのではないかとこのように認識をいたしております。

また、首長のこの、議員さん一番ご存じですけど、裁量権につきましては、これは、やはり私はこの裁量権自体は、これは公共工事は安心・安全、工期の厳守、先ほど申し上げましたが、それを原点基本とした裁量権の範囲であって、一定の事由の範囲というふうに法で線引きされている以上は考えております。しかしながら、やはり大事なことは、やはり一番いいのは指名審査委員会制度でございます。この審査委員会制度の自主性、独自性に影響を今後与えるようになるようなことも、裁量権の行使はしたことはございませんし、今後もするつもりはございません。

また、最後の質問であります、本町土木業者で対応できる事業に関しましては、確かに議員さん思いの部分はよく分かります。しかしながら、この法律上は、地方自治法第2条第14号、最少の経費で最大の効果を上げること、入札に参加しようとする者の間の公正な競争を要求している地方自治法等の法令は、機会均等、経済性、つまり価格の有利性を確保しているのだから、指名の対象から地元業者を廃止することは許されないと。もちろん法律に明記されていることも議員さんご承知されていること、質問されたというふうに思います。その思いに関しましては、非常に地元育成ということに関しては、私も議会議員としては当然ではないかというふうに思ってる次第でございます。

ただ、最後のJVに関しましては、今後する予定は、現時点ではございませんと総務課長が答弁をいたしました。が、そもそもJVを行政側から何かやりなさいとか、そういう形でやるということは、これは業者間で結成をするわけですので、そこでやっぱり話し合いをという部分が発生します。これは、その結果、結果的に入札の談合を誘発したりするような方向性に走る恐れもありますので、行政が率直して強制的にJVを行わせるということは、現状考えはないという総務課長の答弁には、賛同をいたしております。

今後、議員さんがおっしゃるように、地元の育成も当然考えなければいけません。しかしながら、せっきくのチャンスですので、2番議員さんからご答弁の機会を与えていただきましたので、1点だけ議会のご理解、またご理解いただけると思います。その後理解をいただいている根拠は、予算を決済していただいている、認めていただいているということです。

平成23年に就任しましたあとに、議会を町長はハード事業からソフト事業へ転換、ハードからソフトへの転換をうたわれましたと。そのとおりですかと問いがあったことに対して、そのとおりですと。しかしながら、ハードも常にチャンスを見て、弾を込めて取りにいくと、取りにいくところは行くんだということを、私自身が平成23年就任後に言いました。その形として、議会議員の方が理解をいただいているから今までの議決事項ではないかと、予算の議決ではないかというふうに思っております。

ただ1点、2番議員さん、行政の本当プロですので、私が言うことじゃない、財政も土木行政もすべてご存じだと思いますが、やはり、なぜじゃあ今から過去に起債、借金が80億円になったりそれ以上になったりした事例が高森町であって、一方では、その時代に全国の自治体で、やっぱり逆に貯金を殖やして、預金を殖やして、今の少子化高齢化に備えて、自治体がお金を持つてるところも現実にございます。それは議員さんもちろんご存じですけど、やっぱり最初から借金というよりも、起債一本で道路を造る、物を建てる、ハード事業をやるという方向性があったからこそ、私はそうなったものではないかと思いましたが、就任のときに私が言ったのは、ハードからソフトへ転換だと。しかし、チャンスを見ると、チャンスを見てハードをやるという形が、緊急経済対策の採択であって、国や県の採択事業をたくさん持ってくるということでございます。過去の手法であればよく、私もそうですけども後輩から言われますが、俺の時代は、私の時代は、「俺の時代は私の時代はと言うのは、草村さんやめてくれ」と言われ、私もよく言われます。私もおっしゃるとおりだと思います。私が今やってることは10年後に検証されます。過去全部を多分議会でも検証されていくでしょう。しかしながら、私の過去を検証して、議会と一緒に両輪でやっていくことだというふうに思っております。だからこそ過去のように、最初から道路を造る、ハードを何かやる、じゃあ借金でてなれば、それは借金が增えるのは分かっておりますので、私は、やはりその中で国の採択をいただく、交付金をいただく、60%を頭から取りにいくということが、一番ご理解いただいているのが議会議員の方ではないかと思えます。

しかし、国から県が60%だの70%だの90%だのいただくときには、それはそれなりの制限が入るのもご理解をいただきたい。それは、やはり県も国も補助金を出す以上は、やはりそのランクに応じた資格であったり、実績であったりすることを要求するのは当然でありまして、特に工期に関しては、これは厳守、繰越、事故繰はできないというのが現状であるというふうに思っております。

私は、財政の経験がございませんが、少ない財源を有効的にやるためには、やはり地域の要望にこたえるためには、一番いいのは、お金をたくさん持って、その地域の方がやってくれと言われたらそのときのやるのが一番いいと思います。しかし、それをやってきた結果が、全国ほかの自治体はたくさんございました。高森もそうじゃないかと思しますので、私は私の世代のときに、議会議員の皆様のご協力を得て、ここでやっとなりが、手法を変えることを認めていただいた。その結果がハード事業としてのやはり建物であったり道路事業であったり、隧道工事であったり、いろんな形でできていってると思います。だからこそ今後、国や県が規定基準をもってその基準に満たすような業者を育成していくためにも、やはり、それはやはりできる限りチャンスを与えていくという方向性には変わりはありませんが、あくまでもやはり60%、70%、80%の公的補助を取りに行くというこの手法というのは、今後、私の期間の間は変えるつもりはございませんし、これが将来、10年後、20年後の少子化高齢化、そして、子どもたちの育成、自治体を守っていくと、ことに私はつながる。本当にいざというときに5億円、10億円、20億円お金をサッと出せるような強い高森町をつくるためには、何と言われてもこの手法を続けていきたい。そして、業者の方にも頑張ってもらって自分たちで、民間ですから努力もしていただきたいというふうに思っております。長くなりまして申し訳ございませんでした。

○議長（田上更生君） 総務課長より、先ほどの答弁の補足説明というようなことで要請がっておりますので、了解いたします。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 先ほど工事種類規模別等級表の土木の部分の発注標準について、Bクラスについて300万円以上とだけ申しておりましたけれども、300万円以上1,000万円未満というのが正しいでございますので、訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今回たくさん質問をさせていただきましたけれども、真摯に回答をいただきありがとうございます。なお災害後の工事を見ますと、大がかりな高額な工事ということで、町外の業者に入札を余儀なくされたという経緯があったものですから、最後の質問では、そういったものを解消するためにも、JV（共同企業体）等を組織したらという質問をさせていただきました。

逆に言えばですね、そういった高額な工事を二つ、三つに分けることで、今のラ

ンクでも対応できる工事はないかなとも思っております。そういったことに今後、入札、あるいは工事を計画される際、そういった配慮をしていただければ、地元事業者も十分対応できるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町内の土木事業者も町民の1人であります。町長がよく言われる町民にとって安心・安全なまちづくりは、土木事業者にとつても同じことであります。今回いろいろな問題がありましたけれども、今後二度と今回の新聞掲載のようなことがないよう、入札指名にあたっては、十分な注意をお願ひし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

これで一般質問はすべて終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後2時00分

9月19日（金）

（第3日）

平成26年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成26年9月19日

午前10時50分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第1号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 議案第64号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

日程第4 議案第65号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第5 特別委員長報告について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 宇 藤 康 博 君

2 番 後 藤 三 治 君

3 番 興 梶 壽 一 君

4 番 芹 口 誓 彰 君

5 番 立 山 広 滋 君

6 番 森 田 勝 君

7 番 田 上 更 生 君

8 番 甲 斐 正 一 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長 草 村 大 成 君 教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総 務 課 長 佐 藤 武 文 君 財 政 指 導 監 村 上 源 喜 君

財 産 管 理 課 長 安 方 含 君 政 策 推 進 課 長 東 幸 祐 君

住 民 福 祉 課 長 阿 南 一 也 君 税 務 課 長 沼 田 勝 之 君

農 林 政 策 課 長 後 藤 健 一 君 建 設 課 長 松 本 満 夫 君

会計課長	岩下公治君	教育委員会事務局長	阿部恭二君
監査委員事務局長	甲斐敏文君	農林政策課審議員	藤原厚作君
政策推進課長補佐	古澤要介君	政策推進課長補佐	定光貴文君
健康推進課長補佐	新井堅太郎君	住民福祉課長補佐	丸山雄平君
税務課長補佐	佐伯実君	建設課長補佐	荒牧久君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	佐藤幸一君	議会議務局庶務係長	白石孝二君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時50分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、健康推進課長 馬原恵介君、総務課長補佐 後藤一寛君から欠席届が
っておりますので、報告いたしておきます。

議事に入ります前に、2番 後藤三治君から、9月18日の一般質問における
発言の部分について、取消したいとの申し出がっておりますので、会議規則第64
条の規定により申し出を許可します。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

私は、昨日一般質問で質問を行った中で、不適切な箇所がございましたので、説
明を行い、取消しをお願いしたいと思っております。

今回の質問は、7月下旬の新聞掲載に事を発しまして、私としては、いち早く町
民の方に、その対応はどうであったのかをお知らせしたい。また、今後の入札につ
いて、適切な入札をお願いしたいという私の思いから、一般質問をさせていただきました。

その中で、3カ所ほど、これは不適切であると私自身も感じましたので、ただい
まから読み上げますが、その箇所の取り消しをお願いしたいと思います。

少し読ませていただきます。「とりわけ、7月下旬、熊日新聞に掲載された談合
情報の業者が落札との記事には、議員の1人として、また、行政の施策執行をチェ
ックする立場からも大きな衝撃を受けました。私自身、平成23年、議員初当選以
来、公共工事の入札状況については、大きな期待を持って注視してきました。

「_____

_____」と述べました。その
中で、「その理由として」から「あります」まで、これは私自身が承知していたこ
とで、言いかえれば私の思い込みとも言えます。そういったことから、一般質問で
使う言葉では適当ではないということから、取り消しをお願いするものであります。

2点目は、私の一般質問の終わりの部分になりますけれども、「次の質問をいた
します。_____から聞いた話ですが、本町土木事業者のみで対応できる
事業で、指名されることを楽しみにしていたが、他町村事業者が数社指名に加わっ
ており、本町事業者が指名から外された」、この質問の中で、冒頭の、これも「-

—————」との質問でお話しいたしましたけれども、これは、事業者を特定する意味合いもあることから、これも取り消させていただきたいというふうに思います。

さらに、この答弁を総務課長からいただいた後、私がさらに質問しております。「そのようなケースはないとの回答であります、事業者から聞いたことと、私自身が調べた中に、そのようなケースが見受けられました」、この中で「事業者」ということを再度使っております。これも先ほど申しましたような理由から、取り消しをお願いしたいと思っております。

本日、議会の最終日ということで、10時開会を予定されていたと思いますが、私の不本意な発言によりまして50分ほど時間をとらせたことになりました。このことは、私自身が一般質問に対する勉強不足、そういったことから起きたことでございます。

今後は、自己研鑽に努め、そういうことのないように頑張っていきたいと思っておりますので、町長をはじめ町執行部の皆様、それから議員各位の皆様にご説明の趣旨をご理解いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 次に、9月18日一般質問の中で、総務課長から追加説明の申し出がっておりますので、許可いたします。

総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

昨日、2番 後藤三治議員からの一般質問の中で、工事ごとの発注標準額についてご説明をいたしましたけれども、土木工事の発注標準については、昨日の説明は本則のみを説明を申し上げておりました。熊本県が平成25年6月25日から、時限的に発注標準の見直しをしていることを申し添えておりませんでしたので、改めて追加の説明をさせていただきます。

内容につきましては、A1が5,000万円以上というところを7,000万円以上、A2が1,000万円以上2,000万円未満のところを1,500万円以上7,000万円未満、Bクラスが300万円以上1,000万円未満のところを300万円以上1,500万円未満、Cクラスには変更ありません。のように時限的に措置しておりますことを参考にして、本町では平成26年度中、平成27年3月31日まで変更して適用するというのを追加して説明申し上げます。

昨日は説明が不足で、大変失礼いたしました。訂正してお詫びを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

日程第1 意見案第1号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について

○議長（田上更生君） それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1、意見案第1号、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

提出者を代表いたしまして、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書案について、趣旨説明を行います。

今の日本は、国民のこころの健康の危機といえる状況にあります。毎年3万人以上の方が自ら命を絶ち、320万人を超える人々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているのが現状です。また、引きこもり、虐待、路上生活など、緊急の社会問題も多くの背景にもこころの健康の問題があると言われています。

世界保健機構（WHO）は、命と生活に最も影響を与えるのは、精神疾患であると警告を発しています。これを受けて欧米先進国では、医療の中で精神医療を再重点課題として実施し、効果を上げています。

このような中で、厚生労働省はようやく、平成23年7月に、今までの四大疾患に精神疾患を加えることによって、こころの問題を医療政策の重点に位置づけました。しかし、日本における精神保健、医療、福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民のニーズにこたえられるものではありません。精神疾患が、五大疾患の一つとして取り上げられるにふさわしい医療が提供されるためには、その基礎となる法律の制定が不可欠です。

よって、高森町議会は、国及び国会に対し、精神保健医療が、時代の変化に的確に対応していただくよう、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨をご理解いただき、採択していた

だくようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件意見案については、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、会計課より岩下課長、監査委員事務局より甲斐局長、議会事務局より佐藤局長及び係長、財産管理課より安方課長、田上課長補佐及び係長、午前11時15分から、税務課より沼田課長、佐伯課長補佐及び各係長、午前11時45分から、総務課より佐藤課長、後藤課長補佐及び各係長、また、午後1時55分から政策推進課より東課長、古沢課長補佐、定光課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定しました。報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長、午前11時から、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び各係長、午後2時から、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

なお、平成25年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明の中で、平成26年1月、貸し付けられた高額療養費支払資金貸付金の返還が未納となっていることから、委員の中から早急な解決を望む意見が出されました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長、午前11時25分から、農林政策課より後藤課長、藤原審議員、安藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成25年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議案第53号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第53号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、9月12日、午前10時から第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、9月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第55号、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、9月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号、高森町景観条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第56号、高森町景観条例の制定につきましては、9月16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、高森町景観条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月11日、午前10時10分から、議会事務局より佐藤局長及び係長、財産管理課より安方課長、田上課長補佐及び係長、午前11時45分から、総務課より佐藤課長、後藤課長補佐及び各係長、また1時55分から、政策推進課より東課長、古沢課長補佐、定光課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長、午前11時から、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び各係長、また、午後2時から、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長、荒牧課長補佐及び各係長、午前11時25分から、農林政策課より後藤課長、藤原審議員、安藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第59号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月12日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び各担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、平成26年

度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第60号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月12日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第61号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月12日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より馬原課長、新井課長補佐及び担当係長に出席を

求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号、平成26年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第62号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第63号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月16日、午前10時から、第3、4委員会室において、松本課長、荒牧課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第64号 平成26年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第64号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

議案第64号でご提案いたしました平成26年度高森町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出予算において事業費の追加や減額を行うものであり、予算総額に変更はございません。

最終ページの6ページをお開きください。

第2款、総務費の財産管理費におきまして、委託料を2件追加計上いたしました。まず、公共施設解体撤去工事概算設計委託料におきましては、補正予算（第4号）で先にご提案いたしましたとおり、公共施設等総合管理計画を策定したいと考えており、より実効性のある計画をするための資料の一つとして、また、秋の国会後に予想されております緊急経済対策等々の経済対策等を見据え、いわゆる弾込めの意味も含めて実施するものでございます。

次の、高圧変電受電設備改修工事委託設計料につきましては、当初、設備の耐用年数の経過による改修工事を行う予定でございましたが、長きにわたり稼働してきた空調機器の入替え等実施により、正確な設計を踏まえた上で、工事を実施することが最善であると判断したため、今回計上させていただいたものでございます。

第4款、衛生費の保健衛生総務費の健康増進事業費におきましては、健診、医療、介護のデータを活用し、保健事業を行う国保ヘルスアップ事業につきまして、全額国庫補助で採択される見込みとなりました。現時点で本事業は、国民健康保険特別会計での事業実施のみが補助対象となっていることから、委託料と需用費をそれぞれ減額し、後ほどご提案申し上げます国民健康保険特別会計で予算措置をするものでございます。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

これから議案第64号、平成26年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本件については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号、平成26年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第65号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第65号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康推進課長補佐 新井堅太郎君。

○健康推進課長補佐（新井堅太郎君） おはようございます。健康推進課 新井です。

議案第65号で提案いたしました平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、今年度において、国保ヘルスアップ事業が補助対象事業と認められる見込みとなったことによる増額であり、既定の予算に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,841万7,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳入予算についてご説明申し上げます。第4款、国庫支出金、第5目、国民健康保険調整交付金を200万円増額しております。

続きまして、7ページ、歳出予算についてご説明を申し上げます。

国保ヘルスアップ事業の対象経費は、事業決定通知前でも対象となることから、近日中に支払う必要があるものを含む必要経費について、歳出補正をしております。

第1款、保健事業費、第1目、特定健康診査等事業費につきましては、事業用消

耗品を29万1,000円、印刷製本費を28万6,000円、医薬材料費を7万1,000円増額しております。また、委託料として、特定健診業務委託料を69万2,000円、健康教育検査委託料を66万円それぞれ増額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

これから議案第65号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、9月18日に開催し、9月議会広報「絆」57号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、平成25年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成26年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんに分かりやすくお知らせす

る予定です。今回は11月4日発送を目標としておりますので、議員各位のご理解
とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件

○議長（田上更生君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に
配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題と
します。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規
則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続
調査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ひと言ご挨拶申し上げます。

本日は議会のほうの都合で、町長はじめ執行部の皆様方には、開会が遅れました
ことをまづもってお詫びをいたします。議会といたしましても、町民の信頼、負託
にこたえるということで、これまでいろいろな研修、あるいは勉強会等も重ねなが

ら取り組んできたところでございますけれども、今回、今日のような事態になりましたことをまずもってお詫びをしたいと思いますし、これからはお一層皆さん方の、執行部、町長はじめ皆さん方のご指導もいただきながら、本当に真の町民に信頼を受ける議会をつくるべく、これからはお一層努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

町長、執行部も併せまして、本当に私たちが町民の信頼をいただいたときに、本当のまちづくりがスタートするというふうに私自身も思っておりますので、どうか今までより以上の議員の皆さん方の研鑽、そして、町長はじめ執行部の皆さん方のご指導もまた併せてお願いを申し上げ、今日は挨拶といたしましてほかに考えておりましたけれども、この一つに限らせていただいて、挨拶に代えたいと思います。本当にご迷惑をおかけいたしました。お詫びを申し上げます。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の会議を閉じます。

平成26年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前11時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成26年第3回定例会

平成26年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111